

デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(案)に関する意見及びそれに対する考え方

1. デジタル・ディバイド解消の意義

(1) デジタル・ディバイド解消の必要性

① 条件不利地域等におけるブロードバンド及び携帯電話の必要性

意見等	理由	総務省の考え方
<p>本町を含め多くの離島は、国境に接した地域であるということも忘れることのできない地理的要因を有しています。</p> <p>さらには、防災、介護や高齢者見守り等の福祉、遠隔医療、テレワーク、環境問題等と地域の様々な問題を解決し、地域の活性化や地域の安全・安心を実現する社会的インフラであるブロードバンドは、少子高齢化の進行も著しい本町のような条件不利地域にあってこそ、その最大の効果を生むものであり、必要不可欠であると考えます。(長崎県新上五島町)</p>	<p>本町は洋上石油備蓄基地を有していますが、数年前の台風時には航行不能となった貨物船が、漂流してこの基地に接近し、周辺住民は大きな不安感と危機感を募らせました。</p> <p>このような危機的状況にもかかわらず、本土と町を繋ぐ高速大容量通信回線がなく、さらには町と石油備蓄基地間の回線もないために緊急性の高い情報を入手することができませんでした。</p> <p>重要性の高い施設の維持管理と条件不利地域住民の生活環境改善の視点からもデジタル・ディバイド解消は焦眉の急を告げていると思われまます。</p>	<p>ご指摘のとおりであり、総務省としては、デジタル・ディバイド解消戦略会議における議論等を踏まえて、「ブロードバンド基盤」と「携帯電話エリアの整備」等の一体的整備等の「合わせ技」プロジェクトを推進するとともに、衛星ブロードバンドの利用環境の整備等を推進していくこととしており、これらの施策を着実に講じていくことにより、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消に努めて参りたい。</p>

② デジタル・ディバイド解消の必要性

意見等	理由	総務省の考え方
<p>携帯電話のサービスエリアの人口カバー状況について、資料8の都道府県別の情報より、さらに詳細な情報の公表について、検討をお願いしたい。(滋賀県)</p>	<p>ブロードバンドについては、「全国ブロードバンド・マップ」が公表されており、ブロードバンド・サービスの提供状況が、町丁目単位で視覚的に把握可能であるが、携帯電話については、市町村別の状況さえも公表されていない。</p> <p>地方公共団体における取組やブロードバンド基盤と携帯電話エリアの一体的な整備を推進するためにも、携帯電話の市町村別の人口カバー情報について、公表をお願いしたい。</p>	<p>携帯電話の人口カバー率については、地域メッシュ統計地図を活用して推計しているところであるが、今後、集計事務の効率化等検討してまいりたい。</p>

(2) デジタル・ディバイド解消に向けた取組

① 国における取組

意見等	理由	総務省の考え方
<p>戦略的なデジタル・ディバイド解消という観点から、2010年度末までに100%の国民に平等に提供できるレベルを最</p>	<p>政府は、2010年度末までに、「ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」、「100%の国民が(超)高速通信を利用できるようにする」と決定している。つまり、ブロードバンドは、水道や電気のような平等</p>	<p>ブロードバンド・サービスがご指摘のようなベストエフォートであることを前提に整備目標の設定等を行っているところ。</p>

<p>低限必要なレベルと定義し、優先して整備すべきである。(山形県)</p>	<p>に提供されるべき最低限必要なサービスと宣言している。 しかし、その中身について、明示していない。 ブロードバンドはベストエフォートであることから、帯域が保証されず、実効速度と理論値の乖離が大きい。サービスを完全に平等に提供しようとする、最低限必要なレベルを遥かに超える高いレベルで整備せざるをえない。「高価な設備を整備し、高度なサービスを提供すれば、利用されるはず、回収できるはず」という計画経済的で事業者本位の姿勢を、市場や消費者が受け入れるほど牧歌的な時代ではない。 むしろ、「2010年度末までに平等に提供できるレベル＝最低限必要なレベル」と定義し、優先して整備すべきである。その中でトラフィック等の需要動向を見ながら柔軟にサービスの高度化を図るのが、戦略的なデジタル・ディバイド解消であるとする。</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域解消の具体的な進め方については、貴見も踏まえ、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。</p>
<p>「2010年度を目標年度としてブロードバンド・ゼロ地域を解消する旨の整備方針を決定し」との取組について、現状の施策では2010年度までの解消は不可能と考える。上記の目標を本当に達成するのであれば、現状で整備が進んでいない地域に対し、具体的かつ有効な手段を提示するか、国が主体となって整備を推進する必要があるのではないか。(福岡県)</p>	<p>現在、ブロードバンド・ゼロとなっている地域は、50世帯以下の小集落であったり、メタル線の途中に光ファイバが入っていたり、採算的にも物理的にも大きな課題がある地域が多い。 このような地域を持つ地方公共団体では、財政的に極めて厳しい状況にあり、FTTHでの整備は不可能である。またWi-FiやWiMAX等の無線LANで整備をすることも、運用を手掛ける事業者が見つからないことから、公設公営での整備とならざるを得ず、人材的にも厳しい状況にある地方公共団体にとっては不可能である。 このような地域において基盤整備を推進するための結論を、地域で出すことは困難である。 また、地方公共団体はいずれも財政的に非常に厳しい状況にあり、「交付金」や「過疎債」「辺地債」が使えないブロードバンド・ゼロ地域を抱える地方自治体については、整備支援のための財源捻出が困難なまま、2010年度という目標のみが提示され、整備の推進に苦慮する状況である。 国として2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消を目標とするのであれば、上記のような地域も含め、地方自治体や事業者任せにせず、地方自治体に負担の掛からないような施策や具体的な対応策を提示して、国として責任を持って整備を推進するべきではないか。 もし、それが無理であれば、2010年度までという目標を見直すべきと考える。</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域に代表されるような、民間投資のみでは整備が進みにくい条件不利地域等においては、2010年度の目標達成に向け、民間事業者・国・都道府県・市町村・地域住民等の関係者が連携し、それぞれが適切な役割を果たすことが必要であるとする。 また、総務省としては、デジタル・ディバイド解消戦略会議における議論等を踏まえて、「ブロードバンド基盤」と「携帯電話エリアの整備」等の一体的整備等の「合わせ技」プロジェクトを推進するとともに、衛星ブロードバンドの利用環境の整備等を推進していくこととしており、これらの施策を着実に講じていくことにより、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消に努めて参りたい。</p>

<p>現在、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた、都道府県単位でまとめたロードマップの作成・更新等の取組を実施しているが、ブロードバンド・ゼロ地域解消の定義を、交換局のADSL化(リーチDSL化)することでその地区はブロードバンド化完了・ゼロ地域解消と位置づけていただきたい。(あえて距離制限は無視する。リーチDSLの場合は10kmが利用可能とされるため殆どの世帯が利用可能・一部利用不可地区を衛星で対策)(熊本県)</p>	<p>2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域解消に向け取り組んでいるが、思うように進まない状況にある。超高速についてはなおさらである。</p> <p>報告書においては、「併わせ技」の推進が重要と記載されているが、併わせ技をするにしてもある程度の流用できる基盤が必要であると考えますが対策地区はその基盤がない。</p> <p>基盤がない地区で、ブロードバンド・ゼロを解消するのは、交換局をADSL化(リーチDSL化)するのが一番現実的である。</p> <p>交換局ADSL化(リーチDSL化)を「ブロードバンド・ゼロ地域解消」と定義づけることで100%達成が可能となる。</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けては、リーチDSLを含め、多様な技術を活用することが重要であると考え。</p> <p>なお、現在総務省において集計・公表している「ブロードバンドの整備状況」では、ADSLについては収容局からの距離が概ね4km以内の範囲をサービスエリアとして推計を行っているが、今後より現実に即した推計が可能となるよう、その方法について検討しており、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において考え方を明確化して参りたい。</p>
---	--	--

2. デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点

(1) 地方の抱える課題

① ブロードバンド基盤の整備に係る課題

意見等	理由	総務省の考え方
<p>実態の一番目について、整備されていない条件不利地域は地理的な要因に起因する多額な整備費用等が問題点とされているが、それに加え採算性の問題から事業者の進出が困難であることも大きな問題であることから下記を追記されたい。</p> <p>「山間部等条件不利地域では、人口も少なく住宅が点在しており、採算性の問題から通信事業者の進出が困難であることも大きな問題である。」(愛知県)</p>	<p>山間部等条件不利地域においては、実態として事業者の進出が困難であることが最大の要因となっている。</p> <p>また、資料19には、事業者は自主整備に消極的とあるが、市町村が整備し事業者へ貸出す公設民営方式でも難しい状況である。</p>	<p>本項は総合通信局等を通じて行った「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査」において提出された地方公共団体、民間事業者等の意見のうち特に多かった意見を記述したものである。</p> <p>ご指摘の意見についても数件いただいているため、4ページ、(1)、①の3項目めとして以下を追加。</p> <p>➤電気通信事業者は、採算が取れないこと等を理由に、自主整備にかなり消極的</p>
<p>後段の要望については、「その他、加入者…、並びに地上デジタル放送や携帯電話といった他メディアとブロードバンド基盤の一体的な整備を可能とする支援スキームの連携等…」の並びに以降については、下記のとおり修正されたい。</p>	<p>光ファイバ網を整備する時点で、携帯電話等他メディアの整備が決まっていなくても、あらかじめ他メディアを想定した光ファイバの整備が可能となれば無駄な投資がなくなると考える。</p> <p>現在は、実際に整備するメディア以外は補助の対象とならず、事業者が決まっていなくて整備が遅れることも懸念される。</p> <p>また、光ファイバについても2回に分けて整備する必要がなくなると考える。</p>	<p>本項は総合通信局等を通じて行った「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査」において提出された地方公共団体、通信事業者等の意見のうち特に多かった意見を記述したものである。</p> <p>「他メディアを将来的に整備することを可能とするスキームの連携」については、まと</p>

<p>「並びに地上デジタル放送や携帯電話といった他メディアとブロードバンド基盤の一体的な整備や他メディアを将来的に整備することを可能とするスキームの連携等の要望も多数存在する。」(愛知県)</p>		<p>まったご意見をいただいていないため、原文のままとしても、原文においてもご意見の趣旨は反映されているとご理解いただきたい。</p>
<p>NTT 以外が行う ADSL の整備において、NTT 局舎(特に小型の RT-Box 局)などが使用できないことがある。(大分県)</p>	<p>NTT 以外の通信事業者が ADSL サービスを行う場合、NTT の局舎や比較的大きい RT-Box などを利用しているが、利用に当たっての調整に時間がかかることがある。また、局舎から離れた地区では、小型の RT-Box で中継されているところもあり、その RT-Box に収容されている地区では ADSL のサービスができない。地域によっては、小型の RT-Box に収容されている世帯数が比較的多いところもあり、その敷地内の ADSL 装置を敷設することで、集落全体がカバーできるところもある。地域の実情に応じて、小型の RT-Box に対する利用も可能にしてほしい</p>	<p>本項は総合通信局等を通じて行った「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査」において提出された地方公共団体、通信事業者等の意見のうち特に多かった意見を記述したもの。 ご指摘のような個別具体的な内容については、第2回デジタル・ディバイド解消戦略会議の資料である「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査の結果」に記載しているところであり、その点ご理解願いたい。</p>

② 携帯電話のエリア整備にかかる課題

意見等	理由	総務省の考え方
<p>財政的な課題を抱えていても、地理的な要因で整備を急がなければいけない状況にあることをご理解下さい。 省庁間の連携強化をお願いいたします。(長崎県新上五島町)</p>	<p>本町は、海に囲まれており、複雑な地形をしていることもあり天然の良港を数多く有しています。そのため、近海で操業する漁船が悪天候時に避難港としてあるいは事故の発生時に緊急に利用されることが珍しくありません。 事故時化は時を待つものでないために、緊急連絡のために時間を問わず民家の固定電話での連絡の依頼が発生することになります。 さらに、陸路での事故発生時にも、民家まで移動しての事故の連絡を余儀なくされる事態が数多く発生しています。 このようなことから、住民のみなさんからの強い要望が寄せられるために町は逼迫した財政状況にもかかわらず、整備に取り組まざるをえない状況にあります。財政的な措置の検討をお願い出来ないのでしょうか。 今ひとつは、離島のなせる複雑な景観は圧巻であり、国立公園に指定されていますが、このことが大きな足枷となることが多いのも事実です。地域住民の安全や生活や漁船操業者の安全を守るための移動通信用鉄塔の建設を国立公園内であるが為に断念せざ</p>	<p>デジタル・ディバイド解消戦略会議最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、関係府省庁と連携した支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

	るをえないことが多々あります。地域住民の皆さん方からは、地域住民と公園とどちらが大切なのかとの痛切な声を浴びているのが実状です。	
--	--	--

(2) 基本的視点

意見等	理由	総務省の考え方
この計画中、主役である住民の切り口での記載がない。 ブロードバンドや携帯電話の利用主体は住民であり、受益者たる住民についても協力・連携の一体をなすことを記載すべき。(P9には地域住民についても記載されています。)(鳥取県)	ブロードバンドや携帯電話の整備は住民が必要と感じなければ整備する必要はなく、主役たる住民の切り口は必要である。 また、地方公共団体の負担で整備するのであれば、納税者たる住民が一番の主役となるため。	ご指摘を踏まえて以下のとおり修正。 5ページ、下から1行目 「…、通信事業者、 <u>地域住民</u> 等の関係者が…」

① 「合わせ技」プロジェクトの組成推進

意見等	理由	総務省の考え方
条件不利地域におけるブロードバンド、携帯電話の整備においては「合わせ技」による対応に期待するところですが、実施に際しては例えば、基盤整備のリード役、サポート役等の役割分担を明確にするなど推進のための仕組みが必要と考えます。【NTTドコモ】	・放送・防災を含めたブロードバンド及び携帯電話のエリア化に係る基盤整備は、主体となる事業者を明確にする必要があると考えます。 ・今後のエリア整備は、過疎化が進んだ採算性が厳しい地域への展開となることから単なる基盤整備に止まることなく国・地方自治体等による利用促進も合わせた多様な施策の検討が必要と考えます。	ご指摘の点については重要と考える。 第一次報告書案において、「合わせ技」プロジェクトの円滑な実施のため、各総合通信局等の照会窓口の一本化や相談窓口の明確化を図ることとしているところ。
「携帯電話(PHSを含む)によるブロードバンド整備」を加えるべき。(山形県)	現在の「合わせ技」の議論では、光ファイバ布設が大前提にあり、使い切れない帯域をいかに埋め合わせるかに終始しているように見える。 一方、移動体通信においては、安価で定額制のパソコン向けインターネットサービスが開始されており、今後は、モバイルWiMAXや次世代PHSによるモバイルブロードバンドの普及が期待される。これら移動体通信の場合、下位互換性があることから、需要実態に合わせてサービスを徐々に高度化することが可能であり、投資リスクが低く、民間主導による積極的な整備が期待できる。 これらの技術動向を過少評価し、「有線布設ありき、布設すれば利用されるはず」という「電話的価値観」に縛られていては、戦略なき通信政策との謗りを免れない。	第一次報告書案において、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を実現するにあたっては、ADSL、FTTH等のみならず、各種ワイヤレスブロードバンドシステム、3.5世代携帯電話、衛星ブロードバンド等の無線技術を含め、地域の実情や特性に応じて基盤整備を図ることが適当であるとしているところ。 なお、国庫補助事業は、携帯電話(PHSを含む。)の不感地帯解消という補助目的から、携帯電話が利用できない地域を対象としてきたものである。

	<p>なお、山形県では、PHS事業者と共同で、新たなPHS技術によるブロードバンドゼロ地域の解消に着手したところである。しかしながら、既に通話エリアであることから、国の補助対象とならないという矛盾に直面してきた。不感地域解消に係る補助制度の見直しにも期待している。</p>	
<p>「ブロードバンド基盤については、利用者目線に立ち、複数の高速通信事業者による設備の共同利用、他の高速通信事業者への開放を推進する」を盛り込むこと。(山形県)</p>	<p>現在、議論されている「合わせ技」は、固定通信・移動通信・放送・防災無線など隣接分野も含めた設備の共同利用が強調されている。しかしながら、複数の高速通信事業者による設備の共同利用について言及されていない。</p> <p>山形県の「著しく採算困難な地域」においては、携帯電話事業者が複数社合同で鉄塔を建設し、通話エリアを拡大している。また、TV放送局が複数局合同で放送設備を整備し、地デジ難視聴地域解消に尽力している。これら携帯電話・TV放送局は、利用者目線に立ち、同一業界における設備の共同利用とサービス競争を両立している。</p> <p>一方、ブロードバンド、特に超高速通信の分野では、事業者本位の設備競争により、都市部では設備が重複する割にサービス競争が進まず、過疎地では整備が進まない状況にある。</p> <p>ブロードバンドについても、利用者目線に立ち、携帯電話や地デジへの開放の前に、複数の高速通信事業者の共同利用、他の高速通信事業者への開放を推進すべきである。</p>	<p>民間事業者の設備の共同利用や他の民間事業者への設備の開放については、基本的には電気通信事業者間の交渉により行うことが適切であると考ええる。</p>
<p>「合わせ技」プロジェクトについては賛成であり早期に実現されるようお願いしたい。</p> <p>また、表現として、中段「このため」以降を下記のとおり修正されたい。「このため、従来のインフラごとの個別整備を中心とした支援に加え、地域公共ネットワーク、ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送、防災情報基盤の整備などを光ファイバ網により一体的に行う「合わせ技」プロジェクトに対する支援を行うことで、地域の多様なニーズに応えることが容易になると考えられる。」(愛知県)</p>	<p>地域公共ネットワーク、ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル等の整備を一体的に整備するために光ファイバ網の整備が必要であることを強調するため。</p> <p>なお、携帯電話については基地局の整備も当然一体的に行うべきものである。</p> <p>「基盤インフラ」の表現は「インフラ」が良いのでは。</p>	<p>ご指摘のとおり光ファイバ網はブロードバンド整備の中核的なメディアと考えられるが、一方で、ブロードバンド・ゼロ地域の解消にあたっては地域の特性を踏まえつつ有線・無線にわたる多様な技術を活用して行うことも重要であると考ええる。このため、原文どおりとしたい。</p> <p>なお、「基盤インフラ」については「インフラ」に修正したい。</p>

<p>「合わせ技」の例示としては、光ファイバ・携帯電話基地局の2種にとどめるのではなく、最初から、ブロードバンド・携帯電話・地上デジタル放送中継局の3種で例示すべきである。</p> <p>「光ファイバや携帯電話基地局の整備など」→「ブロードバンド中継回線と携帯電話基地局・地上デジタル放送中継局の整備など」</p> <p>合わせて、その技術開発や普及支援を国の役割と定め、国が積極的に取り組むよう明記されたい。(広島県)</p>	<p>ブロードバンド空白地域のほとんどは、地上デジタル放送の難視聴地域(辺地共聴のデジタル化対応が必要な地域)とも重なる。</p> <p>ブロードバンド環境を整備し、当該ブロードバンドを中継回線とする携帯基地局・地デジ中継局を合わせて整備すれば、無駄な重複投資を抑制することができると考えられる。</p>	<p>「光ファイバや携帯電話基地局の整備など」の「など」に地上デジタル放送中継局も含まれるため、原文どおりとしたい。</p> <p>また、第一次報告書案の2.(2)①(ア)(資料3-1では、2.(4)①)において、ご指摘の趣旨のとおり、国の役割として、「技術開発の促進、情報提供等」が掲げられているところ。</p>
<p>1. 「「合わせ技」プロジェクト」の考え方を、早急に現行補助制度に適用していただきたい。</p> <p>2. 関係省庁間の連携とともに、補助制度間での連携についても早急に強化を図って頂きたい。(佐賀県佐賀市)</p>	<p>【背景】</p> <p>本市は、本年度から21年度にかけて、市北部山間地域のブロードバンドゼロ地域解消及び地上デジ化に伴う同地域の難視聴解消のため、農水省交付金の採択を受け、ケーブルインターネットによる基盤整備を進めているところである。但し、平野部のヘッドエンドからの接続伝送路については、同交付金の対象外であるため別途総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金(20年度)へ採択要望を提出している。</p> <p>一方、同地域内には携帯電話の不感地域も抱えており、別途事業で鉄塔整備を行うべく、総務省の移動通信用鉄塔施設整備事業にも採択要望を提出している。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 上記農水省交付金では光ファイバの携帯電話用予備芯線が対象とならないが、仮に認められれば、一体的整備が可能となり、経費、期間等々で効率性が格段に上がるものと考えられる。</p> <p>2. 本市は2つの省の、3種類の交付金等を利用することとなるが、総務省と農水省のように関係省庁間での連携が強化されれば、事業の経費、期間等の効率化に資するものと思われる。</p>	<p>貴見及び第一次報告書案の趣旨を踏まえ、総務省における支援スキーム間の連携や関係省庁間の支援策の連携強化に取り組んで参りたい。</p>

② インフラ整備と公共的アプリケーション整備の一体的推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>公共的アプリケーションについて、「連携」とするだけでなく、より住民に効果の見えやすいアプリケーションの</p>	<p>条件不利地域でのブロードバンド基盤の整備促進に関し、鹿児島県においても、電子申請等公共的アプリケーションのメリットを紹介して需要喚起に努めているところであり、インフラ整備と公共的アプリ</p>	<p>ご指摘を踏まえて以下のとおり修正。</p> <p>7ページ、②、(b)下から3行目</p>

<p>「整備」についても記述を追加されたい。【鹿児島県】</p>	<p>ケーションの連携は重要なことであると考えている。 しかし、インフラ整備のニーズを喚起するほど住民に効果をもたらすためには、さらに使いやすく効果の大きい公共的アプリケーションを整備することが必要と考えられ、そのためには、関係省庁や自治体が連携して効果的なアプリケーションを効率的に開発するなどの取組も必要となるものと考えられるので、アプリケーションの整備の必要性が認識できるような記述が必要であると考えられる。</p>	<p>「…、公共的アプリケーションの整備と連携する形での推進を図り、…」</p>
----------------------------------	---	--

③ 新技術の活用等による携帯電話のエリア整備の推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>携帯電話のエリア整備に向けた取組の1つとして、「古くて新しい技術の再評価」を加えるべき。(山形県)</p>	<p>PHS技術は、時代遅れの技術と思われがちだが、最近では、新たなPHS技術により、広範囲に及ぶ通話サービスや、安価で高速なインターネットサービスが提供されはじめている。まさに「合わせ技」の先駆例である。「古くて新しい技術の再評価」により、携帯電話(PHSを含む)のエリア整備を推進すべきである。 なお、これまで山形県では、PHS事業者と共同で、整備費用の安価なPHSによる不感地域解消を推進してきた(「u-Japanベストプラクティス2007」)。しかしながら、不感地域解消となるものの整備費用が安価であるが故に国の補助対象とならないという矛盾に直面してきた。不感地域解消に係る補助制度の見直しにも期待している。</p>	<p>国庫補助事業は、携帯電話・PHSの区別を設けることなく、これらがまったく利用できない地域を対象としているものあり、個別地域の実情に応じて、PHSの整備に活用することも可能。 なお、デジタル・ディバイド解消戦略会議の第1次報告書案を踏まえ、携帯電話の基地局整備費用に係る採択基準は廃止する方向で検討することとしている。</p>

⑤ 関係機関の連携強化

意見等	理由	総務省の考え方
<p>1. 「「合わせ技」プロジェクト」の考え方を、早急に現行補助制度に適用していただきたい。 2. 関係省庁間の連携とともに、補助制度間での連携についても早急に強化を図って頂きたい。(佐賀県佐賀市)【再掲】</p>	<p>【背景】 本市は、本年度から21年度にかけて、市北部山間地域のブロードバンドゼロ地域解消及び地上デジ化に伴う同地域の難視聴解消のため、農水省交付金の採択を受け、ケーブルインターネットによる基盤整備を進めているところである。但し、平野部のヘッドエンドからの接続伝送路については、同交付金の対象外であるため別途総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金(20年度)へ採択要望を提出している。 一方、同地域内には携帯電話の不感地域も抱えており、別途事業で鉄塔整備を行うべく、総務省の移動通信用鉄塔施設整備事業にも採択要望を提出している。</p> <p>【理由】 1. 上記農水省交付金では光ファイバの携帯電話用予備芯線が対象とならないが、仮に認められれば、一体的整備が可能となり、経</p>	<p>貴見及び第一次報告書案を踏まえて、総務省における支援スキーム間の連携や関係省庁間の支援策の連携強化に取り組んで参りたい。</p>

	<p>費、期間等々で効率性が格段に上がるものと考えられる。</p> <p>2. 本市は2つの省の、3種類の交付金等を利用することとなるが、総務省と農水省のように関係省庁間での連携が強化されれば、事業の経費、期間等の効率化に資するものと思われる。</p>	
--	--	--

(3) 整備目標について

① ブロードバンド基盤の整備目標

意見等	理由	総務省の考え方
<p>地域の実情や特性に応じて基盤整備を図ったワイヤレスブロードバンドシステム等によってゼロ地域を解消した場合も整備済として、明確に表現していただきたい。(茨城県)</p>	<p>整備手法として論じているように解され、明確に整備済として取扱う意思が示されていないため。</p>	<p>ご指摘のとおり、ブロードバンド整備については、多様な技術を活用した整備を行うことが望ましく、実態に即したブロードバンド整備状況を把握できるようにして参りたい。</p>
<p>ブロードバンド基盤整備目標の達成率の判断に当たっては、各地域における情報通信基盤に対する需要にも配慮した上で、地域ごと(条件不利地域と都市部の別)の達成率設定と、目標管理を行うべきである。(山口県)</p>	<p>P4(1)地方の抱える課題①ブロードバンド基盤の整備に係る課題にも提示されているとおり、情報通信基盤の整備計画においては、条件不利地域、特に離島など高齢化の進む箇所と都市部とを同一の基準で判断・進捗させるのは、その需要、市場性の違いからも適当とは思われない。加えて、条件不利地域の基盤整備推進は都市部のそれと比較してコスト上の問題等からも非常に困難である。ユビキタス社会を見据えた上では、条件不利地域においても基盤整備は必要とはなるが、進捗率を同一の基準(特に達成時期の問題)で論じるべきではないと思われる。</p>	<p>第一次報告書案において、「基盤整備を推進するにあたっては、サービス供給が先にありきの考え方ではなく、遠隔医療等の公共アプリケーションの利活用を促進し、需要を創出しながらこれに対応して整備を進めていくことが適当であると考えられる」と記載されており、地域毎の需要にも配慮した上で2010年度の政府目標に向けた取組を積極的に進めていく必要があると考えている。なお、具体的な取組については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において考え方を明確化して参りたい。</p>
<p>超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする となっているが、なぜ90%以上なのか明記するべきではないか。(大分県竹田市)</p>	<p>国の掲げる目標値はいつも条件不利地域が入っておらず、これについては明確な内容が掲載されなければならないのではないかと。</p>	<p>条件不利地域も含めた国全体の整備目標として、超高速ブロードバンドの世帯カバー率を2010年度までに90%以上とするの目標を設定しているところ。</p>
<p>2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する、とあるがこの「ゼロ地域」の定義を明確にすべきでないか?と考える。 大阪府の場合、99.9%と限りなく100%に近いが全くの100%ではな</p>	<p>真の100%を目指すのであれば、最後は必ずこの問題が起きると予想される。そのためにも早期に都心向けの空白地帯を解消するためにも今から対策を講じるべきと考えます。</p>	<p>条件不利地域以外の地域においても、第3セクターに対する支援、地方財政措置、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく支援策等を用意しているところ。 これらの一層の活用促進を図ることなどにより、2010年度までのブロードバンド・ゼロ</p>

<p>い。この現状を100%とみなすのか、それともゼロ解消はされていないと捉えるのか？</p> <p>施策については一律的に「条件不利地域」という言葉が出てくるが、当府のように都心であっても山間部は現実存在する。</p> <p>民間の自主性を期待しても採算がとれない地域については、現実、民間事業者も積極的な推進は行われたい。</p> <p>かと言って当府を含め地元自治体も予算が厳しく、決して予算化に向けた優先順位は高くない。</p> <p>都心であっても民間事業者任せで真の100%は無理であると考えたい。</p> <p>どうしても空白地帯が生まれる。四捨五入でなく本当に100%を目指すのであれば、このような現実を踏まえた都心向けの新たな施策が施されるべきと考えたい。(大阪府)</p>		<p>地域の解消を実現することが適当であると考えたい。</p> <p>なお、ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する具体的な取組方法等については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。</p>
<p>超高速ブロードバンドについて、「現時点で想定されるブロードバンド需要を念頭に、当面、下り帯域の超高速化に重点を置きつつ、上記の世帯カバー率90%を実現していくことが適切であると考えられる。」と記述されており、上り帯域について述べられていないが、上り帯域についても触れていただきたい。(富山県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の活性化のためには、テレビ会議システム、IP電話、サイズの大きいファイルの送受信等がスムーズにできるよう上り帯域の超高速ブロードバンドの整備が必須である。 ・地方において、中小企業の団地等の多くは、郊外に立地している。超高速ブロードバンドは市街地では整備されていたとしても、郊外では整備されていないケースが多いと思われる。このような場所においてこそ、今後、企業がITを活用して事業展開していくためにも超高速ブロードバンドの整備が必要である。 	<p>上り帯域の必要性を否定するものではないが、現時点では、動画等の大容量データ通信についてはダウンロードを中心とした利用が主として想定されることから、当面の間は、下りの速度に重点を置いて超高速ブロードバンドを整備していくことが適当であると考えたい。</p>

② 携帯電話のエリア整備目標

意見等	理由	総務省の考え方
<p>「その際、山間部等の小規模世帯地域、観光地、国道等の一般的にエリア整備が困難な地域への対応に資するよう、(2)③にある新技術の活用に向け</p>	<p>観光地等における携帯電話エリア整備は、観光地の魅力向上による地域活性化という観点のみならず、事故や急病等の突発的な事態が発生した場合における緊急の連絡手段を確保するという観点からも重要であると考えます。</p>	<p>まずは居住地域における不感地帯解消が重要と認識しており、ご指摘の点については、新技術の活用に向けた取組状況を踏まえ、次のステップとして検討してまいりたい。</p>

<p>た取組もあわせて検討することが有効であると考えられる。」 以下のとおり修正すべき。 「その際、山間部等の小規模世帯地域、観光地、国道等の一般的にエリア整備が困難な地域への対応に資するよう、(2)③にある新技術の活用に向けた取組もあわせて検討した上で、これら地域の扱いについても一定の方針を定めることが適当することが有効であると考えられる。」【和歌山県】</p>	<p>他方、これら地域については、採算性等の理由から民間事業者による自主進出は期待できず、また、地方自治体の財政状況も厳しいことから、国による支援策が必要であると考えます。 現時点では、まずは居住地に関するエリア整備を優先して進めていくべきと考えますが、各地方自治体における今後の整備方針の検討を促進する観点から、少なくとも国において観光地等に関するエリア整備の方針を示すことが必要であると考えます。</p>	
---	--	--

③ ブロードバンド基盤整備と携帯電話の不感地帯の一体的解消

意見等	理由	総務省の考え方
<p>1. 「「合わせ技」プロジェクト」の考え方を、早急に現行補助制度に適用していただきたい。 2. 関係省庁間の連携とともに、補助制度間での連携についても早急に強化を図って頂きたい。(佐賀県佐賀市)【再掲】</p>	<p>【背景】 本市は、本年度から 21 年度にかけて、市北部山間地域のブロードバンドゼロ地域解消及び地上デジ化に伴う同地域の難視聴解消のため、農水省交付金の採択を受け、ケーブルインターネットによる基盤整備を進めているところである。但し、平野部のヘッドエンドからの接続伝送路については、同交付金の対象外であるため別途総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金(20 年度)へ採択要望を提出している。 一方、同地域内には携帯電話の不感地域も抱えており、別途事業で鉄塔整備を行うべく、総務省の移動通信用鉄塔施設整備事業にも採択要望を提出している。 【理由】 1. 上記農水省交付金では光ファイバの携帯電話用予備芯線が対象とならないが、仮に認められれば、一体的整備が可能となり、経費、期間等々で効率性が格段に上がるものと考えられる。 2. 本市は2つの省の、3種類の交付金等を利用することとなるが、総務省と農水省のように関係省庁間での連携が強化されれば、事業の経費、期間等の効率化に資するものと思われる。</p>	<p>貴見及び第一次報告書案を踏まえて、総務省における支援スキーム間の連携や関係省庁間の支援策の連携強化に取り組んで参りたい。</p>

(4) 整備主体と役割分担

① 民間主導原則の維持

意見等	理由	総務省の考え方
<p>引き続き民間主導を原則としていくためには、民間事業者の投資インセンティブを高める方策についても、具体的な記述が必要と考えます。【栃木県】</p>	<p>NTT東西が2010年度のFTTH加入目標を2,000万回線に下方修正した中、通信事業者自らの積極的なエリア展開は、今後ますます困難になっていくと思われるため。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、本年6月を目途に総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>民間主導での整備を促進するために、ブロードバンド基盤整備においても加入電話等と同様、通信事業者の役割を強化すると共に、整備費用や維持管理費用に対して国が通信事業者へ直接補助を行うなど支援の拡充を図ることが必要である。</p> <p>その上で、地方公共団体に一定の役割を求める場合には、厳しい財政状況を考慮して、財源の移譲も含め十分な合意形成を図るべきである。(岐阜県)</p>	<p>条件不利地域の地方公共団体では、事務的および財政的な負担を伴いながらブロードバンド整備や携帯電話のエリア整備に取り組んできたところである。しかしながら、地方公共団体の財政状況は一層厳しさを増しており、将来展開される新たなサービスによって生ずる格差解消を含め、デジタル・ディバイドの解消に対して、これまで通り地方公共団体に役割を求めていくことは適当ではないと考える。</p> <p>仮に地方公共団体に役割を求めるのであれば、三位一体改革の考え方に則して、デジタル・ディバイドの解消についても財源を移譲した上で、地方公共団体が自律的に推進できる制度とすることが必要である。</p>	<p>電気通信事業者や地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性については、第一次報告書案において記述しており、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>民間主導原則を維持するのであれば、国による事業者への更なる誘導策(高率補助、ランニングコストの一部負担など)や、地方公共団体への一層の支援拡充で整備を促進する必要がある。(福岡県)</p>	<p>現在、ブロードバンド・ゼロとなっている地域には、全ての住民がブロードバンドに加入しても採算の見込めない地域がある。</p> <p>これまでの支援措置によっても、採算性の問題から民間による整備が困難である地域については、事業者への更なる誘導策や、地方公共団体に対する一層の支援策の拡充を行わない限り、整備が進むものとは考えられない。</p> <p>また離島や山間地域など、従来型の手法では整備が困難な地域も数多く存在するため、これらの地域に対しては、衛星ブロードバンド・サービス提供の実現・普及に向けた支援等、新たなサービスの提供を図るための支援措置が必要と考える。</p>	<p>電気通信事業者や地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性については、第一次報告書案において記述しているところ。最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案にある民間主導原則の維持の基本的な考え方については賛成いたします。 ・デジタル・ディバイド解消は、条件不利地域において相互に協力して整備にかかる費用を分担し合うことが重要と考えます。 ・一方、競争環境のもとにおいて「民間事業者によるエリア整備を基本」(報告書案P6)とされている通り、整備に当たっては競争に対し中立的な制度であることが必要であると考えます。 【NTTドコモ】 	<p>競争環境のもとにおいて本制度の競争中立性が確保されない場合には、事業者間の競争が阻害されることとなるため。</p>	<p>ご指摘の点は重要と考える。</p>
<p>地域の実情や特性に合わせて、地元の零細な通信事業者や地方自治体がブロードバンド・ゼロ地域に情報基盤を整備した場合、大手通信事業者から保護する支援策を検討していただきたい。(茨城県)</p>	<p>大手通信事業者のサービス提供が予定されていないブロードバンド・ゼロ地域に地元零細通信事業者が整備後、後発的に大手事業者が参入し、宣伝やキャンペーン、ネームバリューにより、零細事業者のシェアを低下させてしまうことが現に起きているため。また、重複投資が発生し、本来なら別の地域が整備されてしかるべき資金が無駄になる。</p>	<p>民間事業者においては、競争環境の下で事業展開しているものであり、国として特定の事業者を保護する支援策を検討することは適当ではないと考える。</p>
<p>「<u>民間主導による整備を引き続き進めるため、通信事業者に対する投資インセンティブや、公設民営による整備の場合における地方公共団体等への支援策について、一層の活用促進や拡充を図ることが必要である。</u>」に、以下の文を追加していただきたい。 「併せて、民設民営による整備の場合であっても、民間事業者が単独での整備が困難である場合については支援策を講ずる必要がある。」 (民間事業者が単独整備を行わない旨の宣言、或いは、ブロードバンドのユニバーサルサービス化が前提となる)(熊本県)</p>	<p>今後整備が必要な地域は相対的に採算性が低い地域が大部分を占めると考えられる。企業は赤字になるところには手は出さない。現在、地方公共団体が、通信事業者に補助する形で整備を進めている状況にあり、国は、補助した地方公共団体への支援を実施している。しかし満足できる支援策になっていないため整備が進んでいない。民間主導原則の維持を考えるなら、採算性が低い地域に進出できるような仕組、国による直接事業者への補助ができる体制をつくり整備を進めていってほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて以下のとおり修正。 6ページ、(2)、①、(ア) (資料3-1では9ページ、(4)、①) 「…、公設民営による整備や民設民営」であって地方公共団体が民間事業者に支援を行う場合における地方公共団体等への支援策について、…」</p>

② 地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性

意見等	理由	総務省の考え方
<p>「…地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。」の部分に続けて「…地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要…」と並列的に記述されているが、市町村など地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、検討される支援策を役割強化の前提条件とすべきであると考えます。【北海道】</p>	<p>民間主導の原則の下で、地方公共団体に求められる役割は限定的なものと考えられるものの、「(1)地方の抱える課題」の実態調査結果のとおり、非常に厳しい財政事情等の下で、支援策が十分とは言えない中、地方公共団体の役割だけ強化されても期待に応えることは難しいと考える。</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域における住民の要望等を踏まえ、地方公共団体が自ら問題意識を持って、ブロードバンド整備に取り組むことが必要であり、そのような取組を行う地方公共団体に対する支援策等の拡充等を行うことが適当と考える。最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>ブロードバンドや携帯電話は、社会インフラとして普及定着してきており、地方公共団体も自らの課題として取り組んできているが、条件不利地域を抱える地方公共団体は他にも解決すべき課題も多数あり、地方公共団体の役割の強化を安易に求めるべきではないと考えます。(京都府)</p>	<p>ブロードバンドや携帯電話は、地域の活性化や生活に必要な不可欠となってきたが、条件不利地域を抱える地方公共団体は、過疎、少子高齢化対策をはじめとして住民の生活、安心安全の確保など優先して取り組む課題が多数ある。</p> <p>また、このような地方自治体では、財政難の所が多く実質公債比率も高くなってきており、国の支援を受けて実施する情報通信基盤整備に係る予算の確保も困難な状況となってきた。</p> <p>国策として2010年のブロードバンド・ゼロ地域の解消等を目指すのであれば、地方公共団体の役割の強化を求めるのではなく、国及び事業者の取り組みの強化を図るべきと考えます。</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域における住民の要望等を踏まえ、地方公共団体が自ら問題意識を持って、ブロードバンド整備に取り組むことが必要であり、そのような取組を行う地方公共団体に対する支援策等の拡充等を行うことが適当と考える。最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>「特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。」のであれば、後段の「地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。」ではなく、「地方公共団体に対する支援策の一層の拡充を図ることが必要である。」というように、支援策の一層の拡充を明確にすべきである。(山梨県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域に多い財政基盤の脆弱な自治体にとっては、ブロードバンド基盤の整備に財政支出を行い、ようやく民間事業者によるブロードバンド基盤整備がなされ基盤整備のための財政支出の必要のない都市部の自治体と同じ条件になる。そのうえで、ICTを活用した地域の課題解決のためのアプリケーション構築等が行えることとなる。 ・このことは、条件不利地域などへの民間事業者の進出が難しい地域にとっては、情報通信インフラを用いて地域の課題を解決する場合には、基盤整備からの出発を余儀なくされている。 ・このことから、民間事業者に対する投資インセンティブの付与の拡充や、地方公共団体の役割の強化に見合う地方公共団体への支援を拡充し、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消を目指すことが必要である。 	<p>ご指摘を踏まえ修正。 6ページ、(2)、①、(イ) (資料3-1では9ページ、(4)、②) 「また、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。」</p>

<p>今後整備が必要となる著しく条件が不利な地域においては次の手法についても言及することが必要と思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著しく条件が不利な地域においては国が直轄事業としてブロードバンド基盤の整備を実施すること。 2 著しく条件が不利な地域における通信事業者の加入者系光ファイバ整備に、国が直接支援する制度を設けること。【岩手県】 	<p>地方の潜在力のもとに地方再生する見地から、定住交流の促進や防災医療分野をはじめとする住民の安心安全な生活を実現するため、情報通信基盤は必要不可欠である。</p> <p>豊かな国民生活のために地方再生を国の最重要課題と位置付けた「地方再生戦略」においても、情報通信基盤は生活者の暮らしを支える基盤とされ、地域活性化のために様々な分野での活用が期待されているところである。</p> <p>従って、著しく条件が不利な地域においては、情報通信基盤整備は民間主導原則や地方の役割の強化によってのみ推進されるべきものではなく、国が財政負担しながら主体的に取り組む必要があると考える。</p>	<p>【1について】</p> <p>基盤整備は民間主導が原則であり、国が直接整備を行うことは適当ではない。一方、相対的に採算性の低い地域については、地方公共団体がより大きな役割を果たすとともに、地方公共団体に対する支援策を拡充することが重要と考える。</p> <p>【2について】</p> <p>通信事業者の加入者系光ファイバ網整備に対する支援策の拡充等の必要性については、第一次報告書案において記述しているところ。</p> <p>いずれにしても、ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する具体的な取組方法等については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。</p>
<p>「2.デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点(4)整備主体と役割分担② 地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性」において、条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図ることとされているが、そのために必要とされる支援策の拡充の内容として次のことを追記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複数年度の事業計画を補助対象とすること。 2 補助事業における補助率嵩上げ。 3 過疎債、辺地債、合併特例債の使えない自治体も利用可能な「合わせ技」プロジェクト実施のための有利な起債制度の創設。【岩手県】 	<p>条件不利地域における「合わせ技」プロジェクトの実施にあたっては、事業費が高額になるとともに事業期間の長期化が予想され、現行の補助率による単年度事業としてプロジェクトを組成したとしても、地方公共団体が主導しての事業執行が困難になるケースが多いと思われる。</p> <p>そのため、地方公共団体への特別な支援が必要である。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド基盤整備を地方公共団体が行う場合、支援策の拡充等は必須と考える。 ・条件不利地域を中心とした整備が進むよう、補助採択や補助率、ランニングコストの一部負担等、支援の一層の拡充が望まれる。 ・また「過疎債」「辺地債」「合併特例債」が使えない地方公共団体についても、整備支援措置を行うべきである。(福岡県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンドを整備する場合、当該地域への伝送路の確保が困難であり、加入対象世帯が少ないほど整備費用に対する世帯当たりの負担が大きくなることから、イニシャルコストへの支援拡充に加え、携帯電話を対象とした無線システム普及支援事業と同様なランニングコストへの支援の検討が必要と考える。 ・条件不利地域を抱えない地方公共団体であっても、山間部を中心に多くのブロードバンド・ゼロ地域が存在する。こうした地方自治体では、政府の整備支援の対象外となるため、地方公共団体単独の整備しか手段が無い状況であるが、厳しい財政事情から公設民営による整備が進まない現状がある。 これらの地方自治体に対しても、整備支援を検討する必要がある。 (同じく2011年度までの対策完了を目標とする地デジ難視聴対策の補助金交付については、過疎・辺地等の地理的条件は撤廃されている。) 	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>「ブロードバンドや携帯電話が社会インフラとして普及・定着するのに伴い、当該整備が進まない地域の地方公共団体が、地域住民と連携して通信事業者にブロードバンドや携帯電話のサービス提供に係る誘致活動を行ったり、通信事業者や加入者に対する補助金を交付する事例にみられるように、地方公共団体が自らの課題として、事務的又は財政的負担を伴いながらブロードバンド基盤整備や携帯電話のエリア整備に取り組んできている。」について、以下のとおり修正すべき。 「ブロードバンドや携帯電話が社会インフラとして普及・定着するのに伴い、当該整備が進まない地域の地方公共団体が、<u>公設民営方式による整備に加え、</u>地域住民と連携して通信事業者にブロードバンドや携帯電話のサービス提供に係る誘致活動を行ったり、通信</p>	<p>公設民営方式による整備は、地方公共団体にとって事務的又は財政的負担を伴いながら行う取組の最たるものであり、例として掲げておくことが適当と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

<p>事業者や加入者に対する補助金を交付する事例にみられるように、地方公共団体が自らの課題として、事務的又は財政的負担を伴いながらブロードバンド基盤整備や携帯電話のエリア整備に取り組んできている。】【和歌山県】</p>		
<p>「その際、2010 年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消までに 3 年となった現時点において、特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。また、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。」について、以下のとおり修正すべき。</p> <p>「その際、2010 年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消までに 3 年となった現時点において、特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある。</p> <p><u>同時に、ブロードバンド基盤整備が都市部と地方の格差に影響を及ぼすことにも留意すべきである。すなわち、ブロードバンド基盤整備は、地方の活性化を支え、都市部と地方の格差を是正するための重要な契機となる可能性を有しているが、都市部においては民間事業者の自主進出による整備が期待できる一方、条件不利地域等においては、地方公共団体が自ら整備を行うことにより多額の費用負担を強いられることとなれば、都市部と地方の格差を一層拡大させるおそれが生じることと</u></p>	<p>ブロードバンド基盤整備に関する地方公共団体への支援策の拡充は、都市部と地方の格差論からもその必要性が導き出されるものであり、この点を記述しておくことが適当と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

<p>なる。 したがって、また、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充についても検討することが必要であると考えられる。】【和歌山県】</p>		
<p>3段落目「その際、2010年度まで…必要がある。また、…」のまた以降を下記のとおり修正されたい。「また、地方公共団体に対する支援策については、インフラ整備が一体的かつ柔軟に行われるよう、複数の支援スキームの一本化等一層の拡充について検討することが必要であると考えられる。」(愛知県)</p>	<p>携帯電話の整備については、伝送路を市町村で整備し事業者へ貸出すことも考えられる。この場合、交付金による整備が対象となるが、携帯電話だけでは、採択される可能性がほとんどないと聞いている。 また、イントラ補助金にてイントラを整備する際には、携帯電話の伝送路についてはあらかじめ開放が認められていない。 また、共聴施設のデジタル改修との連携等、条件不利地域の市町村が光ファイバ網整備する場合は、地域の実情に応じて柔軟に整備が可能となるようなスキームが必要と考える。</p>	<p>支援スキームを一本化するよりも、むしろ、それぞれ特色と強みを持つ既存の支援スキームの連携強化を図ることにより、「合わせ技」プロジェクトを推進して参りたいと考えており、原案のとおりとしたい。</p>
<p>ブロードバンドは、地域の活性化や地域の安全・安心を実現する社会的インフラですが、全ての行政課題を解決できないことから、地方公共団体にとっては、どうしても、ブロードバンド整備より優先して予算化しなければならない施策があります。 このため、特に過疎地等で多くの課題を抱える地方公共団体には、その役割の強化を求めるのではなく、通信事業者に条件不利地域における取組の一層強化を求めるべきと考えます。 併せて、国においても、地方公共団体に対する支援策の一層の拡充をお願いします。(滋賀県)</p>	<p>4頁にあるとおり「地方公共団体では、財政難に加え、ブロードバンド整備より優先して予算化しなければならない施策があり、ブロードバンド基盤整備が後回しになっている面もある」にもかかわらず、9頁において「地方公共団体の役割の強化を図る必要がある」とすることは、適切ではないと考えます。 確かに、ブロードバンド整備は、6頁にあるとおり、「防災、介護や高齢者見守り等の福祉、遠隔医療、テレワーク、環境問題等地域の様々な課題を解決」することも可能ですが、解決出来ない課題を多く抱えている過疎地等の地方公共団体には、その役割の強化を求めるのではなく、通信事業者に対して、取組の強化を求めるべきと考えます。</p>	<p>ブロードバンド整備については、民間事業者による整備が原則であるが、地方公共団体の役割も重要。第一次報告を踏まえて、具体的な施策を検討して参りたい。</p>
<p>現行の地方公共団体に対する支援策は、一般行政施策への財源支援措置である過疎債・辺地債や特別交付税措置に限られている。 条件不利地域におけるブロードバンド対策は、当該地域のみ固有の特</p>	<p>現行の条件不利地域への地方財源措置は、一般行政施策(都市部でも必要な行政分野に対する施策)の財源負担を減じて施策の遂行を支援するものと位置づけられるものであるが、ブロードバンド対策はもともと「民間による推進が原則」であるとして、行政施策とは認識されていないのが実情である。 民間事業者を補完して地方公共団体がブロードバンド整備の一端</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程におい</p>

<p>別行政施策と位置づけ、国の支援と同時に、必要な裏財源についても、地方財政計画の財政需要に計上する等、特別の財源対策を行うこと。(広島県)</p>	<p>を担うことが、条件不利地域の地方公共団体に特有の財政需要であること、半ば不可避免的に地方公共団体が担わざるをえない状況であることに鑑み、ブロードバンド整備が他の施策実施の財源を奪うことのないよう配慮する必要がある。</p> <p>一般行政施策への財源対策のみでは、他に優先すべき行政需要を多く抱えている条件不利地域でのブロードバンド整備推進は、事実上不可能である。</p>	<p>て、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>地方公共団体の財政状況は極めて厳しい状況であり、ブロードバンド整備、携帯電話の不感地区の解消における地方公共団体の負担の軽減は重要です。今回、地方公共団体に対する支援策について一層の拡充を御提言いただいていることについて、地方の実情を踏まえてご対応いただいたものであり深く感謝します。(鳥取県)</p>	<p>地方公共団体の財政状況は極めて厳しく、特に地方の中山間地域においては顕著であり、当県の町においてもブロードバンドの整備は必要であるが、財政面で対応が困難となっている。</p> <p>県としては、市町村のブロードバンド整備にかかる県単独の交付金制度を県議会に予算提案するなど、支援策を設けようとしているが、国の補助、交付金の併用をしなければ市町村における整備は困難である。</p>	<p>ご指摘の点については重要と考える。</p>
<p>そもそも、市町村が実施主体ありきでの見直しの計画であるが、現行の総務省が示している「過疎債の場合の標準的負担割合」のスキーム図によれば、実質的には、施設整備時に財政的な市町村の負担は無いことになる。</p> <p>また、携帯電話については、現在まで、事業者が独自に整備してきたことから、市町村は施設整備に関わるノウハウは無く、設計や監理・維持管理については、結局、携帯電話事業者と随意契約することになる。</p> <p>同様に、アンテナ等の設備機器についても、携帯事業者が市町村と売買契約を結ぶことになる。</p> <p>このような実情であるので、市町村が実施主体にならずに携帯電話事業者が行うほうが合理的である。</p> <p>要望書の提出事務等は市町村が行</p>	<p>事務については、誘致活動などの事業前、事業実施中のほかに、事業終了後も業務はある。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 整備地を賃借した場合の、賃借料の支払い、契約更新等 ② 光伝送路の電柱添架料 ③ 維持管理のための各種事務(行政財産の処分等が発生した場合の、国・県への事務、錆止め塗付のための予算措置等) <p>などである。よって、事業完了後も市町村は引き続き、携帯基地局が存続する限り事務作業が残る。</p> <p>また携帯電話事業者へ誘致し、事業者からの参画の意思を受け、市町村が予算化し、補助申請を行うという、現行の流れであれば、市町村の事務は煩雑であるうえ、サービス開始まで、数年を要する。</p> <p>これは実施主体が市町村であり、施設が市町村の財産であることが原因である。主体を携帯電話事業者に変更すれば、事業完了までの期間が大幅に短縮されることが期待できるほか、事業完了後においても市町村、携帯電話事業者双方の事務の軽減が図れると考えられる。</p>	<p>国庫補助事業の事業主体については、可能な限り地域の実情・要望を踏まえたエリア整備を行う観点から、基礎的自治体である市町村が適当と考えている。総務省としても、事務手続上の運用改善等可能なことは対応してまいりたい。</p>

<p>うのが適当と思われるが、施行及び施工後の財産所有の考え方については、現行の補助事業の考え方そのものを抜本的に見直していただきたい。 (宮崎県延岡市)</p>		
<p>民間主導が原則であるならば、不採算エリアでのブロードバンドサービス等における整備費用、運営管理費用について、民間、地方公共団体を問わず都市部と相対的に比較し、幅広く支援策の拡充を検討し、民設民営を基本的に目標にすべき。(沖縄県)</p>	<p>これまでのブロードバンドサービスは、民間主導で進められてきた結果、都市部においては競争原理により、低廉、より高速なブロードバンドサービスが提供されるようになったが、一方、地方と都市部との情報格差は広がっている。さらに、条件不利地域であるほど、ブロードバンドの整備、管理運営に経費を要し財政的に厳しいところである。</p> <p>本県においては、国の補助により離島地区ブロードバンド環境整備事業を平成17年度から19年度にかけて実施してきたところ。しかし、公設公営で整備した町村においては、今後の維持管理運営、更新費用について懸念されるところであり国の幅広い支援策が望まれる。</p>	<p>今後、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、具体的な支援策のスキームや既存支援策の拡充等について検討して参りたい。</p> <p>また、相対的に採算性の低い地域においては、国・地方公共団体・民間事業者等が連携して、各種支援策を活用しつつ、ブロードバンド整備を進めることが必要であると考えられる。</p>
<p>特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備だけでなく、陳情・要望のある地域についても積極的に早期的に整備が進むような支援策の拡充等が必要であると考えます。(熊本県人吉市)</p>	<p>地域情報通信基盤整備推進交付金の条件不利地域非該当地域からの早期のブロードバンド基盤整備の陳情・要望があるにもかかわらず、不採算性等により民間主導による整備が進まない現状があり、地方公共団体にとって国の支援のない単独事業では予算化がより困難であり、整備ができない状況です。</p>	<p>条件不利地域以外の地域においても、第3セクターに対する支援、地方財政措置、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく支援策等を用意しているところ。</p> <p>これらのいっそうの活用促進を図ることなどにより、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消を実現することが適当であると考えられる。</p>

3. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策 P.10

意見等	理由	総務省の考え方
<p>IT 新改革戦略では、デジタル・ディバイドのない IT 社会の実現として、高齢者や障害者、外国人等の IT 利活用のためのユニバーサルデザイン化の実現や、これに係るソフト面の施策が盛り込まれているが、第一次報告書案では、この点に係る具体的施策の記述がないことから、IT利活用のためのサ</p>	<p>デジタル・ディバイド解消のためには、需要の喚起や利用者に対するサポート体制の整備など、高齢化や国際化の進展等を踏まえたソフト面の支援施策も重要な要素であると考えられる。</p>	<p>デジタル・ディバイド解消に向けた具体的な施策の1つとして、基盤整備と利活用の一体的な推進を図ることとしており、その際に、地域で実施するICT人材研修への支援などの関連施策を合わせて実施することも有効と考えているところ。</p>

<p>ポートセンターの全国展開や指導員の増員など、ソフト面の支援施策を盛り込むべきではないか。【北海道】</p>		
--	--	--

(1) ブロードバンド基盤の整備

意見等	理由	総務省の考え方
<p>遠距離かつ数万人が生活する大規模離島については、主たる地域に、民間通信事業者によってギガクラスの通信サービスが提供されるように、国の責任において、制度の改正や事業者を支援するなど具体的施策の記載が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本土－離島間伝送容量の確保のため多重化装置等の整備費用を補助 ●データ通信についても、通話サービスと同様に離島特例を適用 <p>【長崎県】</p>	<p>数十キロ以上の海を隔てる離島は、物理的に断絶され、圧倒的に不利な状況であり、有線伝送路の確保が必要不可欠である。</p> <p>第一次報告書において、離島においては衛星によるブロードバンド環境整備を活用と記載されているが、今後の運用やコストについても不透明で、基盤としては将来にわたり不安定であるため、防災情報など安全・安心や医療の充実といった利活用の推進を考えるのであれば、大規模離島に対しての具体的施策とは成り得ないと考えられる。</p>	<p>離島は、その地理的な特性等から、一般的に有線によるブロードバンド整備に困難が伴うことは承知しているところ、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」においては、地域特性に応じた多様な技術を活用することにより、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図っていくこととしており、今後、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、具体的な支援策のスキームや既存支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>条件不利地域については、地域の実情や特性に応じた多様なアクセス回線の活用を図ることが必要であり、xDSLや高速無線LANなど、既存の技術を利用したデジタル・ディバイドの解消についても、デジタル・ディバイド解消の有効な方策であることから、当該方策を手段の一つとして明確に位置づけるとともに、国の支援策をさらに充実させていくものとしてほしい。(福島県)</p>	<p>条件不利地域において、メタル加入者回線と加入者系光ファイバ網の維持管理を二重に行うことは、社会的な効率性が阻害されるおそれがあるとともに、当該地域の多くは、今後少子高齢化や人口減の進行が予想される。</p> <p>xDSL等については、整備費用や維持管理経費が安価であることや、加入者の利用料金が安い利点があり、現時点においても条件不利地域におけるデジタル・ディバイド解消に有効な手段であると考えられることから、国の支援の更なる充実が望まれるものである。</p>	<p>ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けては、多様な技術を活用し、地域の実情や特性に応じて基盤整備を図ることが適当である旨、第一次報告書案において記述しているところ。今後、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>自治体においても逼迫した財政状況の下にありながらも、最大限の努力と工夫でブロードバンド基盤整備とICTの利活用に努めています。自治体の能力を超えた部分についてのご支援をお願いいたします。(長崎県新上五島町)</p>	<p>本町に限らず、離島の自治体は、島と本土を結ぶ大容量高速通信回線の確保が最大の課題となっております。</p> <p>本町では、地域イントラネット基盤施設整備、移動通信用鉄塔整備などに努め、コミュニケーションポータルサイトの構築にも取り組み地域活性化を目指した取り組みにも励んでいます。</p> <p>しかし、デジタル・ディバイド解消の意義の項目でも述べましたとおり、島からの出口の確保なしには根本的な解決にはいたらないもの</p>	<p>最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

	<p>と考えております。</p> <p>報告書にあります「合わせ技」プロジェクトは、まさに我々にとっては理想とするところであり、他の条件不利地域にあっても意見を同じくするところだと考えます。</p> <p>しかし、「合わせ技」プロジェクトも離島地区にあつては、出口の確保ができてこそその取り組みであると考えますので、国土全体の課題としてとらえていただきますことを希望いたします。</p>	
<p>現在は、特に条件不利地域におけるブロードバンド基盤整備を中心に促進支援策が講じられているところであるが、条件不利地域に該当しないが、整備が進まない地域(自治体)への有効な支援策の創設を要望。(奈良県)</p>	<p>本県において、条件不利地域には該当しないが、民間通信事業者が採算性の理由から整備が進まない条件不利地域と同様の環境にある地域(ブロードバンド・ゼロ地域)が数多く存在する。</p> <p>民間通信事業者から、同地域の整備については、自治体等の財政的な支援が条件とされているが、自治体の財政難により単独支援は不可能な状況であり、また、現行の国支援制度(地域情報通信基盤整備推進交付金、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業等)は条件的に活用できないため、具体的な整備計画が立たない。</p> <p>については、整備が進まない条件不利地域以外の地域への支援の拡大、新規創設等を望むもの。</p>	<p>条件不利地域以外の地域においても、第3セクターに対する支援、地方財政措置、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく支援策等を用意しているところ。</p> <p>これらのいっそうの活用促進を図ることなどにより、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消を実現することが適当であると考えます。</p> <p>なお、ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する具体的な取組方法等については、本年6月頃を目途に策定する「デジタル・ディバイド解消戦略」において明確化して参りたい。</p>
<p>地方公共団体による公的支援事業に対する地方財政措置の柔軟な適用を図るべき。(山口県)</p>	<p>例えば、市町村が実施するブロードバンド基盤整備事業への地方財政措置は業者との協議が原則としながらも1/2を超えることができない。当該補助制度対象地域は業者にとっては不採算地域であるため、せめてイニシャルコスト部分は地方公共団体で対応しようという意味合いが強いがそのためには、厳しい財政状況を抱える地方公共団体へのさらなる財政支援措置が必要と思われる。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>

① 「合わせ技」プロジェクトの推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>合わせ技プロジェクトを推進するためには、公設の光ファイバ網の開放だけでなく、民間事業者が整備・保有する光ファイバ網の他事業者への積極的な開放の取り組みも必要であること、このことに関して国が事業者に対して積極的に</p>	<p>合わせ技プロジェクトの推進には“公設”光ファイバ網の民間事業者への開放が最も有効であるが、自治体が光ファイバ網を整備・保有できない場合や保有していても開放不可能な場合が多いため、近隣で整備された“民設”の光ファイバ網も積極的に開放してもらうことで、さらなる推進を期待したい。</p> <p>よって、事業者間で生じている光ファイバの運用・保守の問題が理</p>	<p>民間事業者の設備の他の民間事業者への開放については、基本的には電気通信事業者間の交渉により行うことが適切であると考えます。</p>

働きかけていくことについての記述を追加されたい。(奈良県)	由から、貸し渋りが生じたり逆に借りることを拒んだりといったことがなくなるよう、民設の光ファイバ網も有効活用されるための国の関与についても明言していただきたい。	
<p>「合わせ技」プロジェクトに賛成である。</p> <p>地上デジタル放送対策、携帯電話不感地域対策及びブロードバンドゼロ地域解消を一度に解決可能な合わせ技による整備及びこれに対する支援を、積極的に支持する。</p> <p>今後、具体的な支援策を取りまとめ、盛り込むことが必要と考える。(島根県)</p>	<p>現在、市町村において解決すべき喫緊の課題は、地デジ対策、携帯電話不感地域解消そしてブロードバンドゼロ地域の解消である。</p> <p>ただ、市町村内での他の財政需要により情報通信基盤整備に予算が回らない状況の中、これらの課題を一度に解決可能な効率的な整備手法が求められている。</p> <p>この「合わせ技」プロジェクトはこれらの課題を一度に解決可能な手法として、現在最もふさわしいものであり、積極的に推進すべきものと考えられる。</p>	個別具体的な支援策及び支援策の拡充等については、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、検討して参りたいと考える。
有線・無線を問わず、ブロードバンドゼロ地域解消に資する技術開発、及び既存技術の組み合わせによる整備事例の周知等を、今後も積極的に行うべきと考える。(島根県)	<p>ブロードバンド基盤整備は、地域特性に応じた最も有効な手法によって実施することが必要である。</p> <p>そのため、無線技術に限らず、光ファイバと他の技術を組み合わせた整備を検討し実現することが、ゼロ地域の解消に有効であるケースもある。</p> <p>また、現在の支援制度では、ゼロ地域に限定された支援策のみとなっているが、現状ではゼロ地域が飛び地として残る場合や光収容地域が存在するなど、ブロードバンドサービスが利用不可能な地域が多く存在している。</p> <p>よって、これらの実質的にゼロ地域となっている世帯へのサービス提供を実現するため、有線・無線を問わない、新たな技術開発及び既存の技術を組み合わせた整備が行われることが必要と考える。</p> <p>具体的には、今後も、開発に加えて、実験及び利用事例の周知等についても、積極的に実施されるべきと考える。</p>	<p>ご指摘の点は重要と考える。</p> <p>第一次報告書案においても、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を実現するにあたっては、ADSL、FTTH等のみならず、各種ワイヤレスブロードバンドシステム、衛星ブロードバンド等の無線技術を含め、地域の実情や特性に応じて基盤整備を図ることが適当であるとしているところである。</p> <p>総務省としても、引き続き多様な技術による整備事例の周知等積極的に行っていく所存。</p>
エントランス回線の記述について、有線に比較してコスト的に有利な無線(地域WiMAX、高出力無線LAN等)の活用にも配慮が望まれる。【新潟県】	ネットワーク整備コストにおいて、エントランス回線の占める割合が大きいことから、エントランス回線の記述は、光ファイバ等有線に限定せず、有線に比較してコスト的に有利な無線の活用についても配慮が求められる。	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>10ページ(b)を以下の通り修正。</p> <p>(b) 光ファイバ等有線によるネットワーク整備が高コストとなる場合には、<u>光ファイバ等有線と無線とを効果的に連携させた整備が効率的である場合がある。</u></p> <p>また、WiMAX、高出力無線LAN、光無線の</p>

		<p>ような超高速通信が可能な無線技術が登場してきており、今後これらを活用した整備が普及していくことが見込まれる。</p> <p>そこで、光ファイバ網と新しい無線技術を組み合わせたブロードバンド基盤整備を推進し、それに係る支援の充実を図っていくことも必要であると考えられる。</p>
--	--	---

(a)

意見等	理由	総務省の考え方
<p>(a)の6行目「個別ではなく一体的に整備することを推進し、それに係る支援の充実を図って行く必要があると考えられる。」について以下のとおり修正されたい。</p> <p>「個別ではなく一体的に整備することを推進するとともに、一体的に整備することが困難な場合も含めて、支援が可能となるよう充実を図っていく必要があると考えられる。」(愛知県)</p>	<p>基盤整備において事業者選定等により同一時期に整備ができない場合についても、一体的に整備することを想定して光ファイバ網の整備を行うことが可能となるような支援が望まれる。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>11ページ、(c)の後に以下を追加。 <u>「なお、上記(b)、(c)の考え方は「合わせ技」プロジェクトだけではなく、ブロードバンド基盤の単独整備の場合も有効である。」</u></p>

(b)

意見等	理由	総務省の考え方
<p>(b)及び(c)は「合わせ技」プロジェクトとブロードバンド基盤の単独整備の両方の場合に関する記述であるが、段落構成から「合わせ技」プロジェクトに限った内容であるかのような誤解が生じるおそれがあるので、文意が明確になるような記述に改められたい。【鹿児島県】</p>	<p>「合わせ技」プロジェクトは効率的な整備手法であるが、鹿児島県においてはブロードバンド基盤の整備状況が全国最下位であり整備箇所数が多いことから、ブロードバンドを単独で整備するケースも多くなるものと考えている。</p> <p>(b)の無線系の活用や(c)のランニングコストに対する支援は、ブロードバンドの単独整備の場合にも重要な課題であるので、誤解の生じないような記述としていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>11ページ、(c)の後に以下を追加。 <u>「なお、上記(b)、(c)の考え方は「合わせ技」プロジェクトだけではなく、ブロードバンド基盤の単独整備の場合も有効である。」</u></p>
<p>ブロードバンド・ゼロ地域において通信基盤を整備する場合、1つの通信事業者による整備に限らず、複数の通信事業者間での連携・協力が必要であることから、伝送路設備を有する通信事業者は、延長工事を伴うダークファイ</p>	<p>自治体や伝送路設備を有しない通信事業者がエントランス回線を確保することが困難であるため、キャリアがダークファイバの貸し出しや、延長工事を分担することにより、安価で効率的な整備・運用が可能となると思われる。</p>	<p>民間事業者の設備の共同利用や他の民間事業者への設備の開放については、基本的には電気通信事業者間の交渉により行うことが適切であると考えます。</p>

<p>バーの貸出等について、他事業者へ積極的に協力すること。(茨城県)</p>		
<p>超高速通信が可能な無線技術の中に「光無線」を入れていただけるようお願いいたします。</p> <p>現在「また、WiMAX、高出力無線LANのような超高速通信が可能な無線技術が登場しており、今後さらに普及していくことが見込まれる。」を「また、WiMAX、高出力無線LAN、光無線のような超高速通信が可能な無線技術が登場しており、今後さらに普及していくことが見込まれる。」に「光無線」の文言の追加をお願いいたします。【八嶋構成員】</p>	<p>光無線は、距離的な制約はありますが、通信速度では、光ファイバと同等の能力を有しています。拠点間中継用の無線として、デジタルデバインドの解消に使えるものであります。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

(c)

意見等	理由	総務省の考え方
<p>(b)及び(c)は「合わせ技」プロジェクトとブロードバンド基盤の単独整備の両方の場合に関する記述であるが、段落構成から「合わせ技」プロジェクトに限った内容であるかのような誤解が生じるおそれがあるので、文意が明確になるような記述に改められたい。【鹿児島県】【再掲】</p>	<p>「合わせ技」プロジェクトは効率的な整備手法であるが、鹿児島県においてはブロードバンド基盤の整備状況が全国最下位であり整備箇所数が多いことから、ブロードバンドを単独で整備するケースも多くなるものと考えている。</p> <p>(b)の無線系の活用や(c)のランニングコストに対する支援は、ブロードバンドの単独整備の場合にも重要な課題であるので、誤解の生じないような記述としていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>11ページ、(c)の後に以下を追加。 <u>「なお、上記(b)、(c)の考え方は「合わせ技」プロジェクトだけではなく、ブロードバンド基盤の単独整備の場合も有効である。」</u></p>
<p>「経済効率性の観点から相当のランニングコストを要する場合については、イニシャルコストに対する支援とともに、ランニングコストについても支援できるような仕組みも検討に値する」とあるが、市町村や事業者から、ランニングコストに対する支援が必要との意見が強いことから、支援の検討について、前向きな表現にしていきたい。</p> <p>また、ランニングコストの支援検討に</p>	<p>今後、条件不利地域において整備を進めるためには、事業主体を問わずランニングコストに対する支援の有無が事業実施の判断の重要な要素であると考えられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>11ページ、(c) <u>「…、ランニングコストについても支援できるような仕組みも検討を行う必要がある。」</u></p> <p>また、ご指摘の点を踏まえつつ、ランニングコストについても、今後、「デジタル・ディバインド解消戦略」を策定する過程において、具体的な支援スキームのあり方について検討</p>

<p>については、「合わせ技」プロジェクトの推進に限らず、事業主体(市町村・民間)や整備方式(光ファイバ・WiMAX等)など、一般的に共通する課題であると考えられることから、「3. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策」の総論として記載すべきではないか。 【北海道】</p>		<p>して参りたい。</p>
<p>ランニングコストについても支援できるような仕組みも検討に値する」の記述について、より具体的な記述に改められたい。【鹿児島県】</p>	<p>条件不利地域におけるブロードバンド基盤の整備に当たっては、採算性を確保するだけの利用者が見込めないことから、ランニングコストに対する支援は重要な課題であると考えられる。 しかしながら、原文では「支援の必要性」と「検討の必要性」のいずれも低いような印象を受けるので、必要性をより強調した記述に変更すべきと考えられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正したい。 11ページ、(c) 「…、ランニングコストについても支援できるような仕組みも検討を行う必要がある。」</p>
<p>「合わせ技プロジェクトの推進」にあたり、条件不利地域のランニングコストへの補填(支援)の制度化が望まれる。【新潟県】</p>	<p>当県において、ブロードバンド整備困難地域について、有線に比較して安価に整備可能な無線を活用したブロードバンド導入費用の試算を行った(デジタル・ディバイド解消戦略会議・第3回配付資料3-5)。 その結果、イニシャルコストを公的支援により整備したとしても、ランニングコストを考慮すると、都市部と同等の料金によりサービス提供可能な地区は、想定整備地区 50 地区のうち、10 地区(20%)程度に止まり、条件不利地域におけるブロードバンド導入に際しては、ランニングコストが大きな負担となることが改めて確認されたところである。 携帯電話エリア整備のスキームにおいては、「無線システム普及支援事業」によりサービスを行う民間事業者に対してランニングコスト支援が行われているところであり、条件不利地域におけるブロードバンド整備においても、同様のスキーム創設や既存スキームを併用可能とすることが求められる。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえつつ、ランニングコストについても、今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、具体的な支援スキームのあり方について検討して参りたい。</p>
<p>基盤整備だけでなく、運営費に対する支援がなければ、離島などの条件不利地域にあっては、ブロードバンドの整備・維持は不可能。 2010 年度までにブロードバンド・ゼロ解消を目指すためには、早急に支援</p>	<p>小規模自治体にとっては、「合わせ技」による経費節減効果が見込まれるが、条件不利地域にあっては、イニシャルコストのみならずランニングコストについても莫大であり、事業採算性がなく通信事業者の参入が見込めないため、公設公営での事業実施を余儀なくされる場合が多い。 このため、ブロードバンドゼロ解消を推進にあたっては整備後の財政</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえつつ、ランニングコストについても、今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、具体的な支援スキームのあり方について検討して参りたい。</p>

<p>策を提示することが、不可欠であると考える。(東京都)</p>	<p>支援を明確にする必要があるため。</p>	
<p>本事項については、3(1)①(c)として、位置づけるのではなく、3(5)の一項目として位置づけるべきであると考える。(東京都)</p>	<p>ブロードバンド基盤の整備を促進するためには、「合わせ技」プロジェクトのみではなく、衛星ブロードバンドや超高速ブロードバンドであっても整備後のランニングコストが大きな課題となるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>11ページ、(c)の後に以下を追加。 <u>「なお、上記(b)、(c)の考え方は「合わせ技」プロジェクトだけではなく、ブロードバンド基盤の単独整備の場合も有効である。」</u></p>
<p>国等の補助事業について、ランニングコストに対する支援を是非お願いしたい(大分県)</p>	<p>山間地など、条件不利地域においては、集落が点在している、集落の世帯数が少ないなど加入者が採算ベースに確保できる可能性が少ない。通信事業者に対してイニシャルコストに対する補助金などで整備できる地域には限界がある。そのため、通信事業者に対するランニングコストの補助や固定資産等の税制上の優遇制度も含めて支援できる制度が必要である</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえつつ、ランニングコストについても、今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、具体的な支援スキームのあり方について検討して参りたい。</p>
<p>「2.デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点(4)整備主体と役割分担② 地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性」において、条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図ることとされているが、そのために必要とされる支援策の拡充の内容として次のことを追記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複数年度の事業計画を補助対象とすること。 2 補助事業における補助率の嵩上げ。 3 過疎債、辺地債、合併特例債の使えない自治体も利用可能な「合わせ技」プロジェクト実施のための有利な起債制度の創設。【岩手県】【再掲】 	<p>条件不利地域における「合わせ技」プロジェクトの実施にあたっては、事業費が高額になるとともに事業期間の長期化が予想され、現行の補助率による単年度事業としてプロジェクトを組成したとしても、地方公共団体が主導しての事業執行が困難になるケースが多いと思われる。</p> <p>そのため、地方公共団体への特別な支援が必要である。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>整備費用の試算だけでなく、一定期間のランニングコストの試算も含めた「ライフサイクルコスト」の試算を行うことが重要であると考える。(奈良県)</p>	<p>事業者の参入が見込めない地理的に条件の悪い地域においてブロードバンド基盤整備を推進するためには、国によるランニングコストに対する支援の制度化に期待したい。</p>	<p>ライフサイクルコストについては、各地域ごとに捉え方も様々であることから、一意的な試算は困難と考える。今後情報収集に努めて参りたい。</p>

<p>〔(補論)デジタル・ディバイド解消に要する整備費用の試算についての項にも該当する意見〕</p>		
<p>② 衛星ブロードバンドの利用環境の整備</p>		
意見等	理由	総務省の考え方
<p>○報告書案への修正意見 「本土から遠い離島や中山間地の基礎的条件の厳しい集落等、著しく条件が不利な地域においては、光ファイバ網等の整備に莫大なコストが……」【長崎県】</p>	<p>報告書案冒頭でも、ブロードバンドを非常連絡手段・必要不可欠なインフラと位置づけて意義や整備の必要性に触れているにもかかわらず、実証段階の衛星ブロードバンドが離島に対する最も有効な解決策とするかのような表現はふさわしくない。 また、数十キロの海を隔てた大規模離島は、陸続きでないという圧倒的な不利要因についての認識を盛り込むべき。(衛星ブロードバンドは、本土への有線伝送路を確保した上で、補完措置として活用する)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、次のとおり修正。 「本土から遠い離島や中山間地の……」 ↓ 「小離島や中山間地の……」</p>
<p>冒頭の文章に、以下のとおり追記することを提案します。 「本土から遠い離島や中山間地の基礎的条件の厳しい集落等、著しく条件が不利な地域においては、光ファイバ網等の整備に莫大なコストがかかることも想定されることに加えて、整備した地域の基礎的条件が変化することにより整備基盤が利用されない事態も起こりうる。」【宇宙通信】</p>	<p>本土から遠い離島や中山間地の基礎的条件の厳しい集落等、著しく条件が不利な地域においては、光ファイバ網等の整備に莫大なコストがかかることも想定されるのみならず、仮に整備したとしても、住民の移動などにより地域の基礎的条件が変化すれば、莫大なコストを投じて整備した基盤が利用されない事態も起こりうる。</p>	<p>程度の差はあるが、「整備した地域の基礎的条件が変化することにより 整備基盤が利用されない事態も起こりうる。」ことはどの整備手法についても該当しうるものであるため、原文どおりとしたい。</p>
<p>第1段落の末に、以下のとおり追記することを提案します。 「さらに、この衛星の特性を活用すれば、これらの地域に対する「ブロードバンド基盤の整備」にあわせて、「携帯電話のエリア整備」及び「防災情報基盤の整備」等の一体的な整備を行うことも可能になると考えられる。」【宇宙通信】</p>	<p>著しく条件が不利な地域においては、「ブロードバンド基盤の整備」、「携帯電話のエリア整備」及び「防災情報基盤の整備」が同時に必要となるケースが多いと予想されるが、衛星回線を活用すれば、これらを一体的に解消することが可能です。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

<p>第3段落を、以下のとおり修正することを提案します。</p> <p>「したがって、衛星ブロードバンドについては、著しく条件が不利な地域における整備を中心に活用されるであろうと考えられる。」【宇宙通信】</p>	<p>衛星ブロードバンド長所・短所が前段で明記されているので、利用者の自然な選択として、衛星ブロードバンドの活用が著しく条件が不利な地域に限定されることが予想されるということを記述すれば十分ではないでしょうか？ 原案では、利用者の選択以前に、施策として活用エリアを限定すると解釈される懸念があると思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>11ページ、②、第3段落 「したがって、衛星ブロードバンドについては、著しく条件が不利な地域を中心に活用されることが想定されるであり他の手段によるブロードバンドサービスの提供が困難な地域における整備を中心に活用を検討すべきであると考えられる。」</p>
<p>最終段落に、以下を追記することを提案いたします。</p> <p>「今後、これらの技術開発を着実に推進していくとともに、民間利用にむけての仕組みを検討することも重要であると考えられる。」【宇宙通信】</p>	<p>超高速インターネット衛星 WINDS による技術開発と平行して、この衛星インフラを民間に開放する仕組みを検討していただきたいと考えます。</p>	<p>衛星の民間への開放については、既に公募により衛星を活用した利用実験(民間を含む)を計画しており、ご指摘を踏まえ次のとおり修正。</p> <p>「今後、これらの技術開発に着実に取り組んでいくとともに、衛星を活用した利用実験を推進していくことも重要であると考えられる。」</p>
<p>「衛星通信の整備費用に対する国の積極的支援が期待されている」との文言を盛り込むべき。(山形県)</p>	<p>「著しく採算が困難な地域」の多くの集落は、人里離れた山奥、沢沿いに10～15km分け入ったような場所に数軒が寄り添うような形で存在する。高齢化率が著しく高く、利用希望者が1～2名という場合も少なくない。将来にわたる利用が保証されないため、設備投資を回収できなくなる可能性もある。こうした集落にブロードバンドや携帯電話を早期に提供するには、撤去・移転の容易な(個人用)衛星通信が極めて有効である。</p> <p>現在、既存の国の補助制度(整備費の3分の1を補助)は、光ファイバ案件を中心に採択しており、実質的に衛星通信向けの補助制度となっていない。</p> <p>そこで山形県では、市町村が実施する衛星通信によるブロードバンドゼロ地域解消事業に対して補助するモデル事業を新設する予定である。</p> <p>国においても、既存の補助制度とは別枠で、より充実した衛星通信に関する補助制度を、直ちに整備すべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第一次報告書案に盛り込まれており、ご意見として賜る。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえつつ、今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、具体的な支援スキームのあり方等について検討して参りたい。</p>
<p>衛星回線使用料に対する支援のみではなく、受信アンテナの維持管理に</p>	<p>「拠点一括受信型」については、需要の少ない地域では拠点を共有する世帯数が少なくなることから、世帯あたりで換算した衛星回線</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであ</p>

<p>要する費用及び「拠点一括受信型」サービスを提供するために必要なシステムの維持・管理費用などについても支援対象とすべきである。(東京都)</p>	<p>使用料が高額となるため、この点に対する支援が必要である。また、イニシャルコストのみならずランニングコストについても莫大であり、事業採算性がなく通信事業者の参入が見込めないため、公設公営での事業実施を余儀なくされる場合が多い。</p> <p>このため、ブロードバンドゼロ解消を推進にあたっては整備後の財政支援を明確にする必要があるため。</p>	<p>り、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>衛星ブロードバンドの利用環境を積極的に整備してほしい。(大分県)</p>	<p>山間部の地域では、住居が点在しており光ファイバーなどの敷設に多大な費用がかかる。また、無線に関しても、高齢者が多いなど加入者が見込めず、費用対効果が低いことがある。そのため、安価で利用できる衛星インターネットを手軽に利用できる環境整備が必要である。衛星を利用したブロードバンドサービスを行おうとする事業者に対して積極的に支援をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第一次報告書案にも盛り込まれており、ご意見として賜る。</p>
<p>衛星ブロードバンドの限界について、遅延や豪雨時の通信途絶、故障時のバックアップが万全でないなどの問題点も記述してはどうか。【鹿児島県】</p>	<p>衛星ブロードバンドは、伝送距離の長さによる遅延や機械的な故障の修理ができないなどの問題があるほか、豪雨時の通信途絶や暴風時のアンテナの被害などにより、災害時の情報通信の必要性が特に高い状況で使用できないなどの不安がある。</p> <p>このため、衛星ブロードバンドの客観的な評価・検討のためには、これらの問題点を明記する必要があるものと認められる。</p>	<p>衛星ブロードバンドの技術的な特徴については、参考資料において詳細に記述されているところであり、本文では記述のバランスの観点から原案のとおりとしたい。</p>

(2) 超高速ブロードバンド基盤の整備

意見等	理由	総務省の考え方
<p>超高速ブロードバンド基盤として今後展開が見込まれる次世代ネットワーク(NGN)のサービスについては、離島をはじめ条件不利地域への早期提供を見据え、国は事業者に対し、サービス内容や中継伝送網の仕様等を全国一律化することなく、地域の実情に合わせた柔軟かつ弾力的な運用がされるよう、助言・協議を行う機会を設けること。【長崎県】</p>	<p>NGN 商用サービスでは、超高速・高効率確保のために新しい大容量中継伝送路が仕様とされるようであり、このままでは不採算地域として ADSL すら一部提供不可とされている離島にとって、コストや伝送距離の問題などから、対応機器への更新を先送りされ、ADSL や FTTH と同じく新サービスが提供されない可能性が高い。</p> <p>離島などの地域においては、利用者や必要とする帯域の総量も多くないため、既存技術を活用した伝送路確保で当面の不足はないと考えられ、サービス提供開始を優先させるべき。</p>	<p>御意見として承るが、国が、NGN という民間事業者の行うサービスについて、個別に助言・協議を行う機会を設けることは適切ではないと考える。</p>
<p>ADSL 回線が接続可能地域(光回線は未整備)の中の一部地域において、NTT の電話回線がき線点までは光回線、それ以降の利用者宅までがアナログ回線であるために、その一部地域の</p>	<p>デジタルディバイド解消のため</p>	<p>高速ブロードバンドの基盤整備に対する支援策等については、第一次報告書案にも記載されているところ。</p> <p>今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏</p>

<p>みADSL回線の利用が不可能となっている。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の整備に併せて、高速ブロードバンドの基盤整備及びそれに対する支援等が必要と考える。(熊本県菊池市)</p>		<p>まえつつ、具体的な支援策のあり方について検討してまいりたい。</p>
---	--	---------------------------------------

① 通信事業者による加入者系光ファイバ網整備推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>加入者系光ファイバ網整備の支援についてのみ記述されているが、加入者系の整備の前提となる中継系の設備についても、電気通信事業者による積極的な取組を促す記述をしてはどうか。</p> <p>また、加入者系の部分についても、現行では加入端子数の少ない地域向けの小規模装置がなく整備費用が割高になることから、装置の低価格化に関する検討も行うこととしてはどうか。 【鹿児島県】</p>	<p>加入者系の光ファイバ(FTTH)を整備するに当たっては、中継系においてもFTTHに対応した設備があることが前提となるが、既設の装置は電話のサービスを提供するためのものであることから、FTTHに対応するためには相当の整備費用が発生するものと考えられる。</p> <p>このため、加入者系の光ファイバの整備推進と併せて、中継系の整備についても、電気通信事業者が積極的に取り組むべきことが必要であると考えられる。</p> <p>また、加入者系の光収容装置については、加入端子数の多い地区を想定した高額な装置しかなく、条件不利地域での整備が進まない一因となっていることから、整備費用に対する支援のみでなく、装置の低価格化を進めるという観点も、整備促進のためには必要であると考えられる。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>加入者系光ファイバ網は通信事業者による整備が原則であることから、第一に優先すべきは通信事業者による整備促進であることを明確に位置づけ、通信事業者に対する支援策や、通信事業者による整備を支援する地方公共団体の取組を支援する方策を充実させていくものとしてほしい。(福島県)</p>	<p>光ファイバ網は、通信事業者による整備が原則であり、公設民営方式においては随時生じる光ファイバの移設費用や災害等への対応、更には将来の通信設備の更新費用等が懸念されることから、通信事業者による整備促進や、通信事業者による整備を支援する地方公共団体の取組について、国の支援の更なる充実が望まれるものである。</p>	<p>ご指摘の点に係る電気通信事業者や地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性については、第一次報告書案において記述しているところ。</p> <p>今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、具体的な支援策のあり方について検討してまいりたい。</p>
<p>通信事業者による加入者系光ファイバ網整備に対する支援は、今後も継続されるべきである。</p> <p>飛び地として残るゼロ地域及び実質的にブロードバンドゼロ地域となっている光収容地域等の解消に向けた取組</p>	<p>現在の支援制度では、ゼロ地域に限定された支援策のみとなっているが、現状ではゼロ地域が飛び地として残る場合や光収容地域が存在するなど、ブロードバンドサービスが利用不可能な地域が多く存在している。</p> <p>よって、これらの実質的にゼロ地域となっている世帯へのサービス提供を実現するため、通信事業者による加入者系光ファイバ網設備</p>	<p>ご指摘の点に係る電気通信事業者や地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性については、第一次報告書案において記述しているところ。</p> <p>今後、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏</p>

<p>として、加入者系光ファイバ網設備整備等への支援の強化・拡充が必要であると考え。(島根県)</p>	<p>整備に対する支援の拡充が必要である。</p> <p>具体的には、超高速ブロードバンド基盤を、高速ブロードバンド基盤の既整備地域に整備する場合には、ゼロ地域に限定されない整備対象地域の設定及びこれに対する支援が求められる。</p> <p>これは、超高速ブロードバンドの実現と同時に、ゼロ地域の解消にも資する整備になるため、今後の取組として積極的に進めるべきと考えられる。</p> <p>また、地上デジタル放送、携帯電話不感地域対策等と合わせて整備を認める際にも、光ファイバ網の整備は不可欠と考えられることからすれば、超高速ブロードバンド基盤整備、特に光ファイバ網の柔軟な整備が可能となる支援策の創設、拡充が求められている。</p>	<p>まえつつ、具体的な支援策のあり方について検討してまいりたい。</p>
---	---	---------------------------------------

② 地方公共団体による光ファイバ網整備の推進及びその有効活用

意見等	理由	総務省の考え方
<p>地方公共団体が整備した施設の改修・更新費用及び維持管理費用の負担のあり方に関する検討については、光ファイバ網に限らず、また、公設民営方式に限らず公設公営方式についても重要であると考え。</p> <p>さらに、検討に際しては民間への移譲が可能となる仕組みなどについても検討いただきたい。【北海道】</p>	<p>市町村においては、国の各種補助事業などを活用し、先進的な取組み(ブロードバンド基盤整備)を行ってきたところもある。</p> <p>そうした、ブロードバンド先進地域とされた地域も、日進月歩の技術革新の中で、時間の経過とともに技術や設備が陳腐化し、施設整備の改修を検討しても支援制度がなく、厳しい財政状況の下、新たなブロードバンドゼロ地域に転落してしまう可能性もあるとされている。</p> <p>また、市町村ではノウハウ面においてもブロードバンドの運営を行うことは難しいという状況も踏まえ、設備に価値があるうちに事業者に譲渡(売却)できるような仕組みなどの検討も必要と考える。</p>	<p>ご指摘の点については重要と考える。</p> <p>最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、支援策について検討してまいりたい。</p>
<p>・ 地方公共団体が整備した施設の整備費用及び維持管理費用の負担の在り方について</p> <p>基本的な方向性を示すに止まらず、本研究会において具体的な制度や手段について十分に議論いただき、その詳細を示していただきたい。(宮城県)</p>	<p>1 過疎地域等の採算性の低い地域を抱え、自ら通信インフラ整備を行った地方公共団体と民間主導によって財政的な負担が生じることなく、ブロードバンドの整備が進んだ地方公共団体との均衡を考慮する必要があると考えるため。</p> <p>2 財政状況の厳しい中、地方公共団体がブロードバンドの整備を地域の実情に応じ迅速に推進するためのインセンティブとなるため。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>地域イントラネット整備芯線等の有効活用の推進を図るべき。(山口県)</p>	<p>地域イントラネット整備事業で整備した芯線の民間事業者等への貸し出し等については、補助事業の関係で運用が厳しく規定されているが、効果的・効率的基盤整備を図る上でも一定の条件の下で柔軟な利活用が行えるように検討すべき。</p>	<p>地方公共団体が保有する光ファイバ網については、補助事業としての制約は踏まえつつも、可能な限りで有効活用することが必要と考える。</p>

<p>地方公共団体による光ファイバ網の推進及びその有効活用を挙げており、「自ら保有する光ファイバ網について余剰芯を有する場合」としているが、既に国の補助等を受けて整備した光ファイバ網の余剰芯を有効活用することは困難と思われる。(富山県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に国の補助等を受けて整備した場合は、基本的には余剰芯はないと思われる。 ・また、余剰芯があったとしても整備手法によっては、地方公共団体の既存の設備を全面的に更新しなければいけないことや利用者が少ないことも予想され、公設民営方式には課題が多いと思われる。 	<p>地方公共団体が保有する光ファイバ網については、補助事業としての制約は踏まえつつも、可能な限りで有効活用することが必要と考える。</p>
<p>「相対的に採算性が低い地域における整備を推進するため、地方公共団体による光ファイバ網の整備についても支援策の一層の拡充を図る必要がある。」については下記のように修正されたい。</p> <p>「相対的に採算性が低い地域における整備を推進するため、地方公共団体による光ファイバ網の整備についてもランニングコストを含めた支援策の一層の拡充を図る必要がある。」(愛知県)</p>	<p>現在、デジタル・ディバイドとなっている地方公共団体では、財政力も低いことから、インフラ整備後の費用負担が財政をさらに圧迫することが懸念され、整備が進まない現状である。</p> <p>一定程度の条件下においてランニングコストが軽減されることにより整備が進むものと思われる。</p>	<p>第一次報告書案は、今後のデジタル・ディバイド解消の基本的な指針を示すものであり、個別具体の支援策のスキームの詳細について論じるものではない。しかしながら、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>上から3行目「今後地域公共ネットワークを整備する場合は、ブロードバンド・サービス提供用の光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、」については下記のように修正されたい。</p> <p>「今後地域公共ネットワークを整備する場合は、将来的にブロードバンド・サービスが行われる場合を含め、ブロードバンド・サービス用光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、」(愛知県)</p>	<p>現行イントラ補助金では、イントラを整備する時点であらかじめブロードバンド・サービスに光ファイバの開放が決まっている場合に補助対象となるが、事業者への開放が決まっていない状況では対象とならず、イントラ整備後ブロードバンド・サービスを行う場合は再度光ファイバを整備することになるから、余分な負担がかかり地方公共団体での整備は困難となる。</p>	<p>補助事業として一定の制約はやむを得ないものであるため、ご指摘に対して以下のとおり修正。</p> <p>12ページ、(2)、②、下から2行目 「…、今後地域公共ネットワークを整備する場合は、<u>将来的にブロードバンド・サービスが行われることが確実な場合を含め</u>、ブロードバンド・サービス提供用の光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、…」</p>
<p>光ファイバ整備時における国庫補助、交付金における目的外使用の申請・届出の 절차를事後報告に変えるといったような手順の簡素化など、手続面の見直しの切り口についても言及していただきたい。(鳥取県)</p>	<p>一部の目的外使用については、申請から届出への簡素化が行われているが、届出の受理の承認通知をいただいてからでないと貸し付けの手続きができない。</p> <p>一定の条件に基づき貸し付けを行う場合は、地域の実情を踏まえ、地方公共団体の責任で判断することが可能である。</p> <p>迅速な対応をするためには、手続の簡素化が必要である。</p>	<p>補助事業として一定の制約はやむを得ないものであるとご理解いただきたい。</p> <p>その上で、ご指摘の点については、最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、検討して参りたい。</p>

③ ケーブルテレビ網の超高速ブロードバンド化の推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>ケーブルテレビ網をブロードバンドゼロ解消への有効的な手段とするためには、地域格差が生じないよう一定の整備基準を設けるなど、ケーブルテレビ事業者に対する指導が必要である。また、高度化・高速化により、事業主体の経営状況が悪化することがないように、財政的な支援も必要であると考えられる。(東京都)</p>	<p>ケーブルテレビ事業者の中には、今後の施設の高度化・高速化に関する目標を有していないところもあり、ケーブルテレビの高度化・高速化の観点を考慮したロードマップの作成等、整備に向けた取組を進めることが望ましいが、整備基準が不明であり、また、これにより経営状況が悪化することがないように財政的支援を明確にする必要があるため。</p>	<p>最終報告書を踏まえ、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>ケーブルテレビ網の超高速化(上り下り30Mbps以上)に向けて、財政的な支援を検討していただきたい。(富山県)</p>	<p>ケーブルテレビは地域に密着したメディアであり、医療、防災、生涯教育等公共的なアプリケーションの利活用も今度促進されると予想される。しかしながら、ケーブルテレビ会社は黒字会社が増えてきているものの、新たな設備投資も困難な企業も多いと思われる。</p>	<p>最終報告書を踏まえ、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、支援策の拡充等について検討して参りたい。</p>
<p>P. 13、下から8行目 「特に、ケーブルテレビのインターネット接続サービスの……効果的なネットワークの構築手法に関する検討を行うことも必要と考えられる。」を、以下の趣旨の文章に変更したい。 「特に、ケーブルテレビのインターネット接続サービスの超高速化に向け、<u>一部事業者においては、既に小セル化やいわゆるプレDOCSIS3.0、c.LINKの新技术の実用化が図られているが、今後、より高度なDOCSIS3.0などの新技术の活用について検討を行うとともに、さらに、FTTH及び無線システムの活用を組み合わせた効率的なネットワークの構築手法に関する検討を行うことも必要と考えられる。】</u>【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>ケーブルテレビ事業者の中には、積極的に通信の高度化・高速化を推進している事業者も多数あります。また、今秋、商品化が見込まれている DOCSIS3.0 についても、導入を検討しております。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>
<p>P. 13、下から2行目 「また、ケーブルテレビ事業者の中に</p>	<p>地方のケーブルテレビの多くは、小規模であり、一定数の顧客がないと施設の高度化・高速化への投資が厳しい状況にあります。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

<p>は、今後の施設の高度化・高速化に関する目標を有していないところもある。」を、以下の趣旨の文章に変更したい。</p> <p>「また、ケーブルテレビ事業者の中には、現状の施設の高度化・高速化を進める見通しが厳しい事業者もあるが、<u>今後、これらの課題を解消するなどの努力が必要である。</u>」【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>このような小規模のケーブルテレビでは、投資コストの面で、共同ヘッドエンド化を進めることは有効ですが、それなりの時間がかかると考えます。</p>	
--	--	--

(3) 携帯電話の不感地帯の解消

① 携帯電話のエリア整備の推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>当県では、携帯電話の不感地帯の解消を希望する市町が多く存在するものの、国庫補助事業による移動通信用鉄塔の整備を希望する市町は非常に少ない状況にある。これは、採択基準を事業費が満たさないことや、本報告書の「2. デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点、(1)②携帯電話のエリア整備に係る課題」の中で地方公共団体側の要因に挙げられているとおり、市町では、移動通信用鉄塔を整備したいが、財政状況が非常に厳しく他に優先すべき事業が存在することが要因であると考えられる。</p> <p>このことから、携帯電話のエリア整備の推進では、本報告書の「各地方公共団体及び民間事業者からも強く要望が寄せられている採択基準の緩和や国の支援の拡充」等に賛同する。特に国の支援の拡充では、財政力指数の低い市町には補助率を高めるなどの</p>		<p>国庫補助事業については、平成 20 年度予算案において、100 世帯未満地域における基地局整備事業の補助率引上げを盛り込んでおり、地方公共団体の負担軽減を図っているところ。</p> <p>また、デジタル・ディバイド解消戦略会議の第1次報告書案を踏まえ、携帯電話の基地局整備費用に係る採択基準は廃止する方向で検討することとしている。</p>

<p>制度の見直しにより、財政力の厳しい市町に対しても移動通信用鉄塔整備のインセンティブを働かせる支援の拡充が必要であると考えられる。(三重県)</p>		
<p>携帯電話の不感地区の解消における補助制度の採択要件緩和は、携帯電話の解消を地方公共団体が行う上で必要であり、今回、この点について御提言いただいていることについて、地方の実情を踏まえてご対応いただいたものであり深く感謝します。</p> <p>なお、携帯電話の不感地区の解消における補助制度については、インシヤルコストの支援に係る採択要件緩和だけでなく、ランニングコストの支援についても言及をお願いしたい。(鳥取県)</p>	<p>移動通信用鉄塔施設整備事業については、現行の採択要件では事業費の下限設定があり、地域の小集落などをカバーする小型の基地局や技術開発により安価となってきた基地局の整備が困難となっているため。</p> <p>また、現在携帯電話の不感地域として残っているのは小集落が多く、現状のインシヤルコストだけの負担では事業者の参入が見込めない状況にあるため。</p>	<p>平成 17 年度から無線システム普及支援事業によりランニングコスト(伝送路費用)の支援も実施しているところ。</p> <p>年々、支援箇所が増加してきており、今後も取組を強化してまいりたい。</p>
<p>○ 携帯電話等エリア整備支援事業に係る「基地局施設」と「伝送路施設」の併用基準の撤廃</p> <p>現行では国庫補助事業で「基地局施設」を整備する場合は原則として、「伝送路施設」は補助の対象とはならないこととなっているが、予算枠に余裕があり、かつ、世帯数が50未満の場合に限り、「基地局施設」と「伝送路施設」を併用できることとなっている。</p> <p>現在の携帯電話不感地域は、過疎地域、山間部がほとんどであり、携帯電話事業者にとっては採算性を考えると自主建設のみならず、補助事業への参画も厳しいものとなっている。</p> <p>この併用基準を撤廃し、世帯数等にか</p>	<p>併用基準を撤廃し、今後の要整備地域にすべて「基地局施設」と「伝送路施設」が併用可能となれば、携帯電話事業者が補助事業に参画しやすくなり、携帯電話の不感地域解消が加速されることが予想される。</p>	<p>デジタル・ディバイド解消戦略会議の第1次報告書案を踏まえ、国庫補助事業の採択要件を緩和する方向で検討することとしている。</p>

<p>かわらず、「基地局施設」と「伝送路施設」を併用して整備可能な運用にして欲しい。(福島県)</p>		
<p>小規模事業案件に対する支援が可能となるよう、国庫補助事業の採択条件の緩和が不可欠と考えられる。(島根県)</p>	<p>市町村における事業実施検討段階で、国庫補助の実施要件に該当するか否かが、非常に重要な要件となっている。</p> <p>しかし、事業費要件が高く設定されており、非該当となることにより、市町村内の財政当局の理解が得られず、実施に向けた予算協議が進まない状況にある。</p> <p>現時点で、不感地域として残っている地域の対象世帯数は少なく、事業費自体は少額化する傾向にあり、これらの案件に対する支援が求められている。</p> <p>また、整備対象世帯数が少ない地域を多く抱えているため、これらの地域への整備支援がなければ、不感地域の解消は難しいと考えられる。</p> <p>これらの地域を同時に整備することで、事業費要件をクリアする市町村要望も見受けられるが、同一年度に多額の支出を強いることになり、また、より一層財政当局の理解が得られないこととなり、事業実施も不可能となっている現状がある。</p>	<p>デジタル・ディバイド解消戦略会議の第1次報告書案を踏まえ、携帯電話の基地局整備費用に係る採択基準は廃止する方向で検討することとしている。</p>
<p>移動通信用鉄塔施設整備事業や無線システム普及支援事業など地理的な条件不利地域において整備する場合には一定の成果をあげてきた事は認める。しかしながらこれはあくまで条件不利地域での成果であって都心部を抱える大阪府では対象にならない。都市部を抱える大阪府であっても不感地帯が現実に存在する。民間主導原則を維持する前提ならば、採算性が低い地域に対して、例え大阪府のように地域であっても支援措置を受けられるようにしていただきたい。</p> <p>新たな技術導入も検討されていると思うが、安価な中継機器であるなら民間事業者が採用しやすいよう、たとえ大阪のような地域であっても制度を利</p>	<p>府県別に見れば条件不利地域の対象でなくても、個々にもう少し細かに見ていけば、山間部や地理的な起伏などを抱えているのが現実である。</p> <p>「条件不利地域」という定義に縛られることなく、もう少し地理的条件を勘案して施策が打ち出されるべきでないか。</p> <p>今のままでは、条件不利地域という条件が付く限り、門前払いの状態である。レポート案にも書かれているが今後のエリア整備については一層厳しい地域が増加してくるとある。これら地域は正に都心を抱える府県の不感地帯も含まれるのではないか。そういった意味からもう一度、条件付けを再考いただきたい。</p>	<p>国庫補助事業は、民間事業者によるエリア整備を補完・支援するという立場から、他の国庫補助事業の実施状況を踏まえ、客観的な法令により過疎地域等とされている条件不利地域を対象として実施してきたもの。</p>

用できるよう検討をお願いしたい。民間主導ではある限度を超えると限界があるのではないか。(大阪府)		
--	--	--

② フェムトセル基地局の導入促進に向けた環境整備

意見等	理由	総務省の考え方
過疎地域等の条件不利地域におけるフェムトセル基地局の活用パターンの検討や公表、国の支援制度の創設についても言及いただきたい。(大分県)	フェムトセル基地局については、ブロードバンド回線等に接続する超小型基地局として、現在、高層ビル・住宅の屋内や地下街における不感エリアの解消の促進に有効という観点から、その活用に向けて関連法令の改正等が検討されているところである。 実用化に向けた規制緩和が実施されれば、技術的には概ね確立されていることから急速な普及も予想され、過疎地域等の条件不利地域において、ケーブルテレビ網などのブロードバンドが整備されている場合には、低コストでのエリア整備にも有効であると思われるので、その活用パターンの検討や公表、さらには国の支援制度創設について具体的に報告書の中で言及いただきたい。	フェムトセル基地局は、現在、電波法の一部改正法案を通常国会に提出するなど制度整備に取り組んでいるところであり、まずは最初の第一歩として環境整備にしっかりと取り組んでまいりたい。

③ ふるさとケータイ事業の推進

意見等	理由	総務省の考え方
ふるさとケータイ事業の実現は、収益性の観点から現時点では様々な知恵と工夫が必要であると思われます。MVNOのみを前提に議論するのではなく、MNOのサービスを含め幅広く議論をすべきと考えます。【NTTドコモ】	地方自治体等と事業者間で様々な協働の形態が想定されることから、地方自治体とMNOの協働の可能性を排除すべきでないと考えます。なお、既存の当社サービスにおいてもふるさとケータイ事業のサービスイメージに相当するサービスについて取り組んでおります。	地方自治体とMNOの協働の可能性を排除するものではないが、ふるさとケータイ事業は、地域産業の復興、地域社会の再生を目指しており、地域のMVNOの登場を促すことが肝要と考える。

(4) 基盤整備と利活用の一体的推進

意見等	理由	総務省の考え方
「...基盤整備への支援と利活用への支援との『合わせ技』をメニュー化し推進することが、効果的な基盤整備を推進する上で必要...」とあるので、地域ICT利活用モデル構築事業における成果を参考に等、市町村がICTを活用して地域産業の活性化や安心・安全のまちづくりなど、地域の課題解決に積極的に取り組むことができるよう、	ICTを活用した市町村の取組に対する国の支援策として、遠隔医療等の実施に必要な機器やシステムの整備、地域に密着した防災情報の収集・提供システムの整備に対する支援策などにとどまっている。 高齢者・こどもの見守りシステムや、学校教育におけるeラーニングシステムなどの公共的アプリケーションの導入経費・運営経費に対する支援については、基盤整備と一体的に行うことが必要であり、市町村の厳しい財政状況の下では、これらの経費が多大な負担となるケースもあり、国からの支援が必要不可欠と考える。	最終報告書を踏まえ、総務省として「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定する過程において、ご意見の趣旨も踏まえつつ、関係府省庁と連携した支援策の拡充等について検討して参りたい。

<p>公共的アプリケーションや機器の導入経費・運営経費に対する支援措置の創設、拡充について、総務省が中心となり関係府省と連携した対応をお願いしたい。【北海道】</p>		
---	--	--

(5) その他の施策

① 地域情報化アドバイザーの活用

意見等	理由	総務省の考え方
<p>条件不利地域においては、少子高齢化が進んでいるため、情報基盤が整備されたとしても、有効な利活用法を見出せない場合が多く、情報の高度化を円滑に構築することが困難である。基本的なパソコンの操作やインターネットの有益性を住民へ伝える施策が必要である。(佐賀県唐津市)</p>	<p>本市では平成21年度内に全世帯へ有線テレビ網を整備し、地上デジタル放送や高速インターネットを提供することとしているが、現状として市が運営する有線テレビ事業では整備済世帯に対するインターネット加入率が低迷している。特に条件不利地域に住む住民はこれまでインターネットと接する機会が少なく、利便性や生活向上にいかに関与するかを知る機会が少なかった。このような人々へインターネットの利活用についてセミナーを開くことは必要なことではあるが、条件不利地域の住民が市の中心部までインターネットセミナーに参加するとは考えにくい。小さな集落を一つ一つ回る草の根的な活動が必要と思われる。</p>	<p>地域情報化アドバイザー制度の今後の拡充における貴重なご意見として承りたい。</p>

② ユニバーサルサービス制度の見直し等

意見等	理由	総務省の考え方
<p>ユニバーサルサービス制度の見直しは、ブロードバンド・ゼロ地域解消の目標年度に合わせ、実施すべきである。(東京都)</p>	<p>条件不利地域等においては、利用世帯数に限りがあることから、通信事業者にとっては採算性が悪く、公設民営であっても運用が厳しく通信事業者の参入が見込めない場合があるため。</p>	<p>ユニバーサルサービスは、現在の固定電話のように、誰もがそのサービスを利用しており、社会経済活動の基盤となるものということが広く認識されているサービスであり、ユニバーサルサービス制度は、当該サービスの維持のためのコストを電気通信事業者が応分の負担をすることを目的とする制度である。</p> <p>IP化への移行が進展する中で、ブロードバンドサービスの普及を踏まえたユニバーサルサービス制度の見直しについては、これを適時適切に行っていく考えである。ただし、ユニバーサルサービス制度におけるコスト負担の範囲をブロードバンドサービスのような普</p>

		及途上のサービスの整備・維持に拡大することは、制度趣旨等からみて馴染まないものであり、ブロードバンドサービスの取扱いについては、誰もが利用できる環境下で、その利用が相当程度進んだ状況を踏まえて検討を行うことが適当と考えられる。
2010年までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るためには、「地方公共団体の役割の強化」ではなく、国の取組を強化して、ユニバーサルサービスと位置づけ、国が主体的に整備の推進を図る必要がある。(兵庫県)	9頁に「特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備について地方公共団体の役割の強化を図る必要がある」とある。 しかし、ブロードバンド基盤整備については、「民間主導を原則として、国による支援措置の実施、地方公共団体による基盤整備の推進等により整備が図られてきている」(報告書11頁)とあるように、本県においても、民間が自主的に整備できる地域や地方公共団体が国の補助を受けて整備できる地域は、ほぼ整備し終わっている。 残された地域はかなり困難な地域であり、国策として、2010年までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を図ろうとすれば、「地方公共団体の役割の強化」ではなく、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけ、特別な法律による事業者への規制など、国としての取組を強化し、主体的な取組を図らなければ、目標達成は難しい。	同上
「ユニバーサルサービス制度の在り方の検討は～、ブロードバンド等の普及状況を踏まえながら行うことが適当である。」との事について、ユニバーサルサービス制度の検討を早急に行うべきと考える。(福岡県)	国においては、ブロードバンドサービスを「国民生活に不可欠な通信サービス」と考えるからこそ、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消を掲げたと考える。これは「国民生活に不可欠な通信サービスがあまねく提供されることを確保する」というユニバーサルサービスに合致する。 また、規模の小さな自治体ほどブロードバンド整備や地デジ難視聴対策、携帯電話のエリア整備など、多大な負担を強いられるという矛盾があるなか、ユニバーサルサービス制度は、この問題への有効な解決策となりうる。	同上
ブロードバンドサービスが持続可能な形で整備されるためにも、あらかじめユニバーサルサービス制度がブロードバンド基盤の維持に適用される方向で、早期かつ具体的に検討する必要があることを明言されたい。【鹿児島県】	鹿児島県においては、ブロードバンドの基盤整備に対する県独自の補助事業を実施しているが、離島等の条件不利地域においては、人口が絶対的に少ないことから料金収入が確保できないため、インシャルコストの補助だけでは整備が進まない状況である。 このため、条件不利地域におけるブロードバンド基盤の整備促進のためには、ランニングの収支改善を図る必要があるが、収支を安定的かつ持続的に維持するためには、全国の利用者で維持していくユニバーサルサービスの発想で対応することが効果的であると考	同上

	<p>られる。</p> <p>ブロードバンドサービスは、2010年度までに全国あまねく提供されることを政策目標に基盤整備を進めているものであり、電気通信事業者が整備するにせよ、公的主体が整備するにせよ、その維持コストをユニバーサルサービスのなもので対応し、将来の維持可能性を保証する必要がある。</p> <p>しかしながら、基盤整備の完了後に改めてユニバーサルサービス制度での対応の是非を検討するのであれば、基盤整備は同制度を想定しないで進めざるを得ず、整備促進の効果は期待できないこととなる。</p> <p>このため、平成20年度から検討が行われる予定の、固定電話網からIP網への移行を踏まえたユニバーサルサービス制度の見直しと併せて、ブロードバンド基盤の維持を対象とすることについても、早期かつ具体的に検討を進める必要があると考えられる。</p>	
<p>加入電話を維持するために、メタル線の張替えを行っているが、今後の張替えを行うときには、光ファイバーへの切り替えに義務化させる。(熊本県)</p>	<p>維持するために、メタル線の張替えを行っているので、光へ切り替えることによりFTTH化が進むものと思われる。</p> <p>ユニバーサルサービスからの支出は、按分を行い電話分のみとすることで、制度趣旨から外れないようにする。</p> <p>今後、できるだけ早くユニバーサルサービスの見直しを行いブロードバンドを含むようにしていただきたい。</p>	同上
<p>ブロードバンドの整備は、ユニバーサルサービス化すべきだと思います。(熊本県山都町)</p>	<p>電子自治体の推進などにより、ブロードバンドがなくてはならないものになりつつあります。</p> <p>また、国の補助金、交付金を利用して、ブロードバンドを整備しようとしても、市町村から多額の費用を出さなければなりません。財政難の中、多額の費用を出すことはできません。さらに、ブロードバンド整備に補助金等が出ても、ランニングコストに補助金等が出ませんので、市町村には大きな負担になります。通信事業者によりブロードバンドの整備が行われている市町村は、1円も費用を出すことはありませんが、整備が行われていない市町村は、多額の費用を出して、整備を行わなければなりません。このままでは、地域格差が大きくなります。ブロードバンドがユニバーサルサービスになれば、格差は解消されると思います。</p>	同上
<p>ブロードバンド等の整備促進に関して、ユニバーサルサービスとしてほしい(大分県)</p>	<p>採算のとれない地域においては、民間の事業者による整備がほぼ収束していると思われる。また、自治体等が補助する場合でも、加入者数が採算ラインを見込めない場合、イニシャルコストだけの補助</p>	同上

	<p>では限界がある。ブロードバンドは、今では、ライフラインの一つとして位置づけられており、すべての国民が等しくそのサービスを受けられることが必要である。(例えば、制度で負担していただいた費用で優先順位をつけて整備するなど)</p>	
<p>第二種公衆電話の維持については、「2 基本的視点」の中など前段に現状、問題点として書かれていないまま、この項目で突然「第二種公衆電話については経営効率化などの観点から設置台数が減少傾向にあること」という問題点が抽出されて出てくるのは、突飛な感じがする。「2 基本的視点」など前段に現状、問題点として記載すべき。</p> <p>また、「公的支援を念頭に置く」とあるが、国民の安心安全の平等な確保のためなら「ユニバーサルサービス」、当該高機能を通常時は事業に活用することを前提とすれば「事業者の負担」もあり得る中で、あえて「公的支援を念頭に置く」のみを記載するのであれば、その趣旨を明確にすべきではないか。(鳥取県)</p>	<p>現状の減少の流れから勘案すると第二種公衆電話の維持は重要と考える。</p> <p>そのため、現状、問題点を前段の項目で明記し、議論の対象として明確化した方がわかりやすいと思うため。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の対象ではない第二種公衆電話についても、安全・安心の確保を図る観点から有効活用が可能である旨を指摘しているもの。</p>

4. デジタル・ディバイド解消に向けたフォローアップ体制等

意見等	理由	総務省の考え方
<p>超高速ブロードバンド基盤として今後展開が見込まれる次世代ネットワーク(NGN)のサービスについては、離島をはじめ条件不利地域への早期提供を見据え、国は事業者に対し、サービス内容や中継伝送網の仕様等を全国一律化することなく、地域の実情に合わせた柔軟かつ弾力的な運用がされるよう、助言・協議を行う機会を設ける</p>	<p>NGN 商用サービスでは、超高速・高効率確保のために新しい大容量中継伝送路が仕様とされるようであり、このままでは不採算地域として ADSL すら一部提供不可とされている離島にとって、コストや伝送距離の問題などから、対応機器への更新を先送りされ、ADSL や FTTH と同じく新サービスが提供されない可能性が高い。</p> <p>離島などの地域においては、利用者や必要とする帯域の総量も多くないため、既存技術を活用した伝送路確保で当面の不足はないと考えられ、サービス提供開始を優先させるべき。</p>	<p>御意見として承るが、国が、NGN という民間事業者の行うサービスについて、個別に助言・協議を行う機会を設けることは適切ではないと考える。</p>

<p>こと。【長崎県】【3. (2)再掲】</p> <p>○報告書案への修正意見</p> <p>(1)～(3)の取り組みが挙げられているが、サービス提供側である電気通信事業者の関わりが記載されていない。 【長崎県】</p>	<p>上記意見は、民間事業者のサービス内容そのものに対する「指導」を求めているわけではなく、次世代ネットワークの立ち上げにあたり、サービス提供格差(=デジタル・ディバイド)が生まれにくい状況となるよう、国による事業者との助言・協議の機会設定についての提言である。</p> <p>具体的には、フォローアップ体制の一環として、国・地方公共団体だけでなく当該地域のサービス提供事業者も含めた個別協議等を行える環境作りが望まれる。</p> <p>また、本会議と直接の関連はないものの、NTT グループに関して国は大株主であり、相当の発言権を有している立場を活かし、デジタル・ディバイド解消への取り組みを促すべきと考える。</p>	<p>今後のデジタル・ディバイド解消に際しては、国・地方公共団体・電気通信事業者等がメンバーとなっている地域の推進体制における取組の強化等が必要である旨、第一次報告書案に盛り込まれているところ。</p>
---	--	---

(1) 新たなデジタル・ディバイド解消戦略の策定・推進

意見等	理由	総務省の考え方
<p>APPLIC の都道府県ロードマップを踏まえた、新たなロードマップの取りまとめの必要性について疑問を感じます。 【栃木県】</p>	<p>より安価な技術の浸透、民間事業者の投資環境の改善、国の支援制度の拡充など、ブロードバンド整備を取り巻く現状が大きく変わらない限り、これ以上ロードマップを具体的にしていくことは困難である。</p>	<p>新たに「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定することにより、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を強力に推進することが重要であるところ、これに資するため、新たな整備計画を作成することが必要であると考えます。</p>
<p>地域の実情を即した整備計画を効果的に策定するため、類似の地域にあつては、総務省本省による横断的な推進体制を整備する必要がある。(東京都)</p>	<p>離島や山間地域など、各総合通信局等の枠内では、少数の事例にあたる場合でも、全国的な観点から同等のレベルの推進・支援が必要。</p> <p>各総合通信局間での情報交換を行うとともに、総務省本省による統一的な施策推進が必要とあると考えられるため。</p>	<p>第一次報告書案において、「合わせ技」プロジェクトの円滑な実施のため、各総合通信局等の照会窓口の一本化や相談窓口の明確化を図ることとしているところ。また、ブロードバンド基盤整備や地上放送のデジタル化の推進等のそれぞれの推進体制間での情報共有・連携強化を図ることとされている。</p>

(3) 国による総合的支援の実施

意見等	理由	総務省の考え方
<p>「ブロードバンド基盤整備、地上放送のデジタル化の推進等のそれぞれの推進体制間での情報共有・連携強化を図る」の部分</p>	<p>地上デジタル放送の難視聴対策とブロードバンド基盤整備を一体的に行う「合わせ技」プロジェクトは、条件不利地域におけるブロードバンド基盤整備に、非常に有効な方策であると考えます。</p> <p>特に地上デジタル放送は、その特徴として、インターネットに連動</p>	<p>総務省としては、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめ(平成20年3月19日)を踏まえ、適切に対処してまいりたい。</p>

<p>地上デジタル放送の難視聴対策とブロードバンド基盤整備を一体的に行う「合わせ技」プロジェクトの推進に向けて、国が総合的な支援体制を構築したうえで、現在、全国各地で大きな課題となっている地上デジタル放送の「区域外再送信」の問題について、各総合通信局で関係者間の調整を図り、各地域の実情に応じたかたちで、早期に解決を図る必要がある。【徳島県】</p>	<p>したデータ放送や、視聴者側から情報を送信する双方向性を有しており、ブロードバンド基盤と合わせて整備した場合、利活用面における非常に大きな効果が期待される。</p> <p>ただ、地上デジタル放送の難視聴対策としてケーブルテレビを整備する場合、現況のアナログ放送で認められているチャンネルについて、デジタル放送での再送信が認められないという「区域外再送信」問題が全国各地で生じており、そういった地域でのインフラ整備を加速化するためには、それらの地域について地上デジタル放送へ移行後も、これまでと同様の視聴環境を確保することが必要であると考えられる。</p> <p>そのために、国が関係者間の調整を図り、各地域の実情に応じた形で、早期に解決を図る必要がある。</p>	
---	---	--

(補論) デジタル・ディバイド解消に要する整備費用の試算について

1. ブロードバンド・ゼロ地域解消に要する整備費用の試算について

(参考1) ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する試算

意見等	理由	総務省の考え方
<p>表中「ケーブルインターネット」の「整備が想定される地域」欄の「地理的に条件の悪い地域を除く全国各地」を修正願いたい。</p> <p>また、ケーブルインターネット整備は、山間等地域でも有効と考えることから、「1世帯あたりの整備費用」欄について、山間地域等地理的に条件の悪い地域の整備費用も含めて記載願いたい。</p> <p>修正(例) 「ブロードバンド整備と同時にテレビ難視聴解消も必要な地域」など (奈良県)</p>	<p>本県では、民間通信事業者が将来にわたりサービス提供する予定のない「地理的に条件の悪い山間地域」において、テレビ難視聴の解消、地上デジタル放送への移行、ブロードバンド環境整備の有効な手段として、第3セクターを設立してCATV整備事業を展開しており、記載の表現は、CATV整備は、山間地域等地理的に条件の悪い地域には適さないものと誤解を与えるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正。</p> <p>22ページ、(参考1)ケーブルインターネット「整備が想定される地域」の記述「FTTHによる整備地域に比べ、採算効率の相対的に低い地域」</p>
<p>《試算の前提条件》 「ADSLによる整備については、今後の整備ニーズが相対的には小さいと</p>	<p>ブロードバンド・ゼロを解消するのは、交換局をADSL化(リーチDSL化)するのが一番現実的である。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正したい。</p> <p>22ページ、《試算の前提条件》4つめの「・」</p>

<p>想定し、対象としていない。」とあるが、現時点において、ADSLはブロードバンド・ゼロ地域を解消する目的達成の最適手段と考えるので、ニーズが少ないとは考え難い。(熊本県)</p>		<p>「・本試算では、ADSLによる整備については、…」</p>
---	--	----------------------------------

その他

意見等	理由	総務省の考え方
<p>「デジタル・ディバイド解消戦略会議構成員」に市町村の職員の参加がないように思える。市町村の職員を参加させるべきではないか。(宮崎県延岡市)</p>	<p>実際に現場で事業を行っているのは、市町村であるが、会議の構成員を見ると、市町村職員が一人も構成員に入っていないことに疑問を感じる。 現在の構成員では、市町村の事務内容についての詳細や問題点を理解できないのではないかと考える。 市町村が参加していないデジタル・ディバイド解消戦略会議での報告書に市町村の意見が反映されるとは思えない。</p>	<p>市町村の意見等については、構成員である道県や地方における推進体制を通じて反映することが可能ではないかと考えている。 いずれにせよ、市町村など地域の実情をきめ細かく収集できる体制の整備・維持に努めて参りたい。</p>
<p><参考資料 37,38> 「3.デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策」「(1)ブロードバンド基盤の整備 (b)(ページ 11)」に記載されている超高速通信が可能な無線技術の中に「光無線」を入れていただけようをお願いいたします。</p> <p>現在の「また、WiMAX、高出力無線LAN のような超高速通信が可能な無線技術が登場しており、今後さらに普及していくことが見込まれる。」を「また、WiMAX、高出力無線LAN、<u>光無線</u>のような超高速通信が可能な無線技術が登場しており、今後さらに普及していくことが見込まれる。」に「光無線」の文言のを追加お願いいたします。</p> <p>上記に伴い、資料 37 の拠点間中継</p>	<p>光無線は、距離的な制約はありますが、通信速度では、光ファイバと同等の能力を有しています。拠点間中継用の無線として、デジタルディバイドの解消に使えるものであります。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>

<p>に「光無線」の追加をお願いいたします。また、資料 38 のワイヤレスブロードバンドの概要に 光無線の項を次のように追加をお願いいたします。</p> <p>無線システム 光無線 伝送距離 ~4km 伝送速度 1Gbps 主な利用イメージ 拠点間中継 モビリティ 固定 周波数帯 近赤外線</p> <p>【八嶋構成員】</p>		
--	--	--